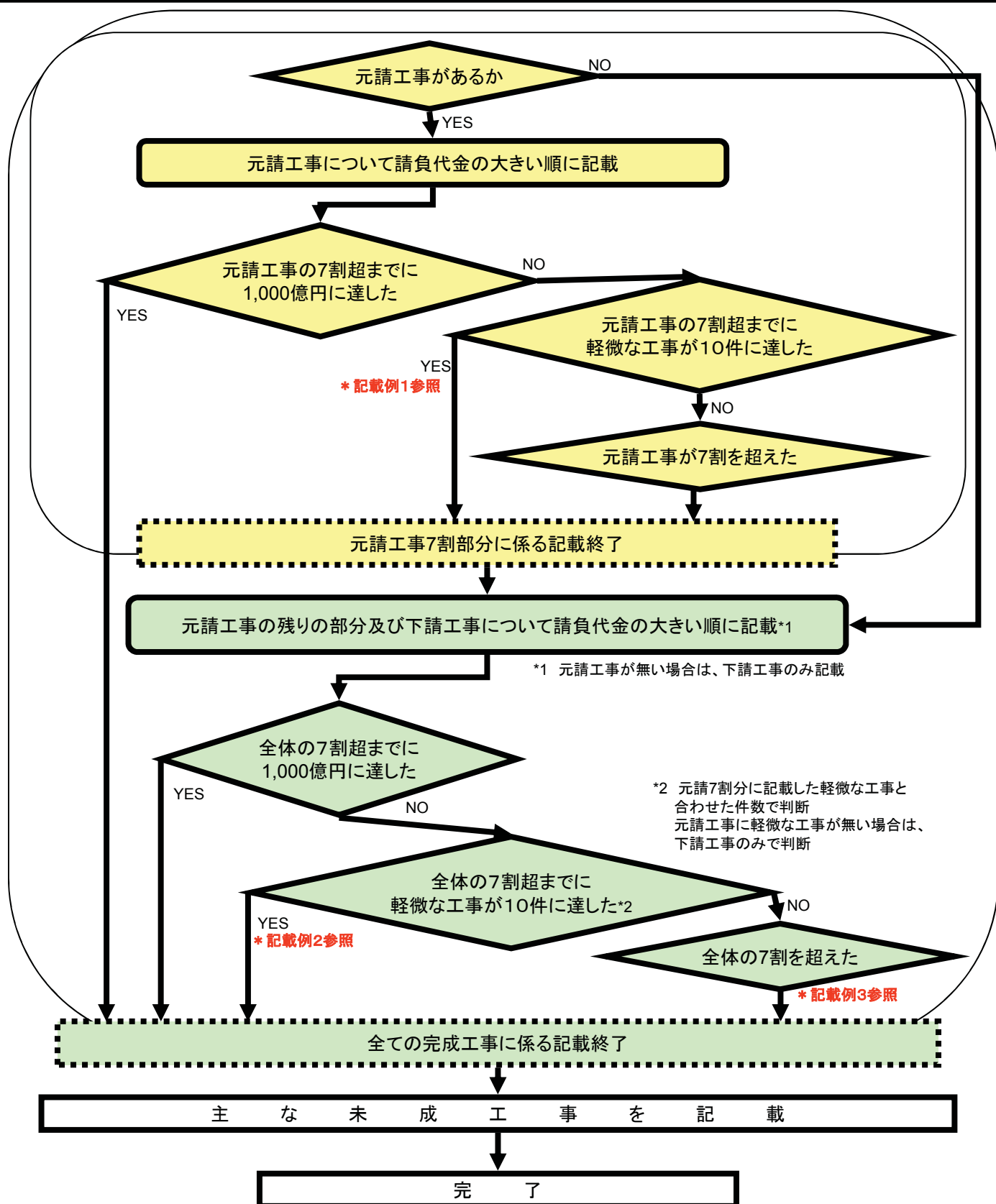


工事経歴書(第2号様式)の記載フロー

別添

- ①元請工事に係る完成工事について、元請工事の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載
 ②続けて、残りの元請工事と下請工事に係る完成工事について、全体の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載
 ただし、①②において、1,000億円又は軽微な工事の10件を超える部分については記載を要しない



工事経歴書

とび・土工・
コンクリート

(建設工事の種類)

工事 (税込・税抜)

* 記載例1 工事経歴書記載例
(元請工事で軽微な工事が10件に達した場合)

注文者	元請 又は 下請 の別	JV の 別	工 事 名	工事現場のある 都 道 府 県 及 び 市 区 町 村 名	配置技術者		請負代金の額 うち、 〔・PC ・法面処理 ・鋼橋上部〕	工 期 着工年月日 完成又は 完成予定年月
					氏 名	主任技術者又は監理技術者の 別 (該当箇所には印を記載) 主任技術者 監理技術者		
A	元請		A邸外構工事	東京都千代田区	東京一郎	〳	9,000 千円	平成 18 年 12 月 平成 19 年 1 月
B	〃		B邸車止め設置工事				4,500 千円	平成 19 年 2 月 平成 19 年 3 月
C	〃		錦住宅敷地盛土及び基礎工事				3,200 千円	平成 19 年 3 月 平成 19 年 4 月
D	〃		豊橋川改修工事の内掘削工事	〃	津島一平	〳	2,500 千円	平成 19 年 5 月 平成 19 年 5 月
E	〃		丸の内ビル新築工事の内 外構工事	〃	半田五郎	〳	2,000 千円	平成 19 年 1 月 平成 19 年 1 月
F	〃		豊川アパート改築工事の内 足場仮設工事	〃	岡崎三男	〳	1,900 千円	平成 19 年 10 月 平成 19 年 11 月
G	〃		栄ビル新築工事の内 くい打工事	〃	豊田一郎	〳	1,800 千円	平成 19 年 9 月 平成 19 年 9 月
H	〃		一般国道99号線道路新設工事	〃	名古屋三郎	〳	1,700 千円	平成 19 年 2 月 平成 19 年 3 月
I	〃		一般国道100号線道路改良 工事の内カッター工事	〃	愛知太郎	〳	1,600 千円	平成 19 年 4 月 平成 19 年 4 月
J	〃		C邸玄関コンクリート工事	東京都足立区	岡崎三男	〳	1,500 千円	平成 19 年 12 月 平成 19 年 12 月
K	〃		D邸新築工事の内 基礎工事	東京都中央区	豊田一郎	〳	1,000 千円	平成 19 年 4 月 平成 19 年 5 月
L	下請		B～Kの件数≦10件	〃	岡崎三男			平成 19 年 5 月 平成 19 年 5 月
M	〃		県道123号線道路側溝工事	東京都新宿区	岡崎三男	〳	7,000 千円	

個人の氏名が特定されないよう、例えば
注文者「A」と記載し、工事名「A邸〇〇工
事」等と記載。

1. 軽微な工事について10件を超える部分は記載不要

ページごとの元請工事に係る
完成工事高の合計額(A～K)

2. 記載額が全ての完成工事高の合計額の7割を超えたため記載終了

・・・「軽微な工事」

ページごとの完成工事高の合計額(A～M)

全ての完成工事高の合計額

元請工事に係る完成工事高の合計額

① 元請工事の7割部分に係る
完成工事

② 下請工事に係る
完成工事

工事経歴書

とび・土工・
コンクリート

（建設工事の種類）

工事

（税込・税抜）

*記載例2 工事経歴書記載例
（全体で軽微な工事が10件に達した場合）

注文者	JV の別	工 事 名	工事現場のある 都道府県及び 市区町村名	配置技術者		請負代金の額	工 期	
				氏 名	主任技術者又は監理技術者の 別（該当箇所に印を記載） 主任技術者 監理技術者		着工年月日	完成又は 完成予定年月
A	元請	A 邸外構工事	東京都千代田区	東京一郎	〳	10,000 千円	平成 18 年 12 月	平成 19 年 1 月
B	〃	B 邸車止め設置工事				4,500 千円	平成 19 年 2 月	平成 19 年 3 月
C	〃	錦住宅敷地盛土及び基礎工事				3,200 千円	平成 19 年 3 月	平成 19 年 4 月
D	下請	豊橋川改修工事の内掘削				8,000 千円	平成 19 年 5 月	平成 19 年 5 月
E	〃	丸の内ビル新築工事の内 外構工事	〃	半田五郎	〳	5,500 千円	平成 19 年 1 月	平成 19 年 1 月
F	〃	豊川アパート改築工事の内 足場仮設工事	〃	岡崎三男	〳	2,500 千円	平成 19 年 10 月	平成 19 年 11 月
G	〃	栄ビル新築工事の内 くい打工事	〃	豊田一郎	〳	2,000 千円	平成 19 年 9 月	平成 19 年 9 月
H	〃	一般国道99号線道路新設工事	〃	名古屋三郎	〳	1,900 千円	平成 19 年 2 月	平成 19 年 3 月
I	〃	一般国道100号線道路改良 工事の内カッター工事	〃	愛知太郎	〳	1,800 千円	平成 19 年 4 月	平成 19 年 4 月
J	元請	C 邸玄関コンクリート工事	東京都足立区	岡崎三男	〳	1,700 千円	平成 19 年 12 月	平成 19 年 12 月
K	下請	D 邸新築工事の内 基礎工事	東京都中央区	豊田一郎	〳	1,600 千円	平成 19 年 4 月	平成 19 年 5 月
L	〃	県道758号線道路側溝工事	〃	岡崎三男	〳	1,500 千円	平成 19 年 5 月	平成 19 年 5 月
M	〃	県道123号線道路側溝工事	東京都新宿区	岡崎三男	〳	1,000 千円	平成 19 年 5 月	平成 19 年 5 月

① 元請工事に係る完成工事の7割超部分

② ①以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事

ページごとの元請工事に係る
完成工事高の合計額(A~C+J)

B・C+F~Mの件数≤10件

2. 軽微な工事が10件に達したため記載終了

・・・「軽微な工事」

ページごとの完成工事高の合計額(A~M)

全ての完成工事高の合計額

元請工事に係る完成工事高の合計額

工事経歴書

とび・土工・
コンクリート

（建設工事の種類）

（税込・税抜）

※記載例3 工事経歴書記載例
（全ての完成工事工事高の合計額7割に達した場合）

注文者	元請 又は 下請 の別	JV の 別	工 事 名	工事現場のある 都道府県及び 市区町村名	氏 名	配置技術者 主任技術者又は監理技術者の 別（該当箇所に印を記載） 主任技術者 監理技術者	請負代金の額 うち、 （・PC ・法面処理 ・鋼橋上部）	着工年月日	工 期 完成又は 完成予定年月
A	元請	JV	A邸外構工事	東京都千代田区	東京一郎	〃	100,000 千円	平成 18 年 12 月	平成 19 年 1 月
B	〃	JV	B邸車止め設置工事				60,000 千円	平成 19 年 2 月	平成 19 年 3 月
C	〃		錦住宅敷地盛土及び基礎工事		一宮二郎	〃	3,200 千円	平成 19 年 3 月	平成 19 年 4 月
D	下請		豊橋川改修工事の内掘削				8,000 千円	平成 19 年 5 月	平成 19 年 5 月
E	〃		丸の内ビル新築工事の内 外構工事	〃	半田五郎	〃	7,500 千円	平成 19 年 1 月	平成 19 年 1 月
F	〃		豊川アパート改築工事の内 足場仮設工事	〃	岡崎三男	〃	6,300 千円	平成 19 年 10 月	平成 19 年 11 月
G	〃		栄ビル新築工事の内 くい打工事	〃	豊田一郎	〃	5,100 千円	平成 19 年 9 月	平成 19 年 9 月
H	〃		一般国道99号線道路新設工事	〃	名古屋三郎	〃	2,000 千円	平成 19 年 2 月	平成 19 年 3 月
I	〃		一般国道100号線道路改良 工事の内カッター工事	〃	愛知太郎	〃	1,800 千円	平成 19 年 4 月	平成 19 年 4 月

① 元請工事の7割部分
に係る完成工事部分

② ①以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事

2. 記載額が全ての完成工事高の合計額の7割を超えたため記載終了

A～Cの合計額 ≥ Yの7割

A～Iの合計額 ≥ Xの7割

ページごとの元請工事に係る完成工事高の合計額(A+B+C)

ページごとの完成工事高の合計額(A～I)

・・・「軽微な工事」

全ての完成工事高の合計額

元請工事に係る完成工事高の合計額

小計	9 件	193,900 千円	うち 元請工事 163,200 千円	千円
合計	52 件	270,000 千円	Y 233,000 千円	千円

【 建設工事の種類別にみた内容と例示 】

経営規模等評価申請書及び工事経歴書等の作成に当たっては、次の表を参考にし、建設工事の種類を判断してください。

業種	建設工事の内容	建設工事の例示
土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）	
建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	
大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工・コンクリート工事	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ その他基礎的ないしは準備的工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
石工事	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管工事	冷暖房、冷凍冷蔵、空調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事
タイル・れんが・ブロック工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
鋼構造物工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
舗装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅんせつ工事	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事

業種	建設工事の内容	建設工事の例示
板金工事	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガラス工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報設備、放送機械設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、ＴＶ電波障害防除設備工事
造園工事	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消防施設工事	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清掃施設工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解体工事	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

(注意点)

- ・除染業務委託契約において、業務内容のうち建設工事と認められる部分について完成工事高に計上することができる場合があります（内容が分かる資料が必要です。）。
建設工事と認められない部分は、兼業事業売上高へ計上します。
- ・除雪、草刈、剪定、点検等の業務委託契約、建売住宅の販売及び自社建物の建設等については、請負契約による建設工事に該当しないため、完成工事高には計上できません。兼業事業売上高へ計上します。

【 完成工事高の積み上げについて 】

工事種類ごとの年間平均完成工事高の算定において、次のような場合には、許可を受けている業種のうち、経営事項審査の申請を行わない業種の完成工事高を申請業種の完成工事高に含める「積み上げ」という方法が認められています。

なお、経営事項審査を受けた後の積み上げのやり直しはできませんので、十分に検討した上で手続きを行ってください。

(1) 一式工事への他の工事業の算入

審査対象が、土木工事業又は建築工事業（以下「一式工事業」という。）である場合は、許可を受けている建設業のうち、経営事項審査の申請を行わない業種の一式工事業以外の建設業に係る完成工事高を、その内容に応じて一式工事業のいずれかの年間平均完成工事高に含めることができます。

一式工事名	含めることができる専門工事
土木一式工事	とび・土工・コンクリート工事
	石工事
	舗装工事
	しゅんせつ工事
	水道施設工事
	鋼構造物工事 (土木に関する工事に限る。)
	解体工事
工建築一式	大工工事
	左官工事
	屋根工事
	タイル・れんが・ブロック工事
	板金工事

一式工事名	含めることができる専門工事
建築一式工事	ガラス工事
	防水工事
	内装仕上工事
	熱絶縁工事
	建具工事
	電気工事
	(建築に関する工事に限る。)
	鋼構造物工事
	(建築に関する工事に限る。)
	鉄筋工事
	(建築に関する工事に限る。)
	塗装工事
	(建築に関する工事に限る。)

(2) 専門工事業（一式工事以外の工事業）の算入

審査対象が、専門工事業（一式工事以外の建設業）である場合は、許可を受けている建設業のうち、経営事項審査の申請を行わない業種の専門工事業に係る完成工事高を、その性質に応じて他の専門工事業の年間平均完成工事高に含めることができます。

専門工事名	含めることができる専門工事
とび・土工・コンクリート工事	石工事
	タイル・れんが・ブロック工事
	解体工事
石工事	とび・土工・コンクリート工事
屋根工事	板金工事
電気工事	電気通信工事
管工事	消防施設工事
	熱絶縁工事
タイル・れんが・ブロック工事	水道施設工事
	消防施設工事
	とび・土工・コンクリート工事

専門工事名	含めることができる専門工事
鋼構造物工事	鉄筋工事
板金工事	屋根工事
ガラス工事	建具工事
内装仕上工事	建具工事
熱絶縁工事	管工事
電気通信工事	電気工事
建具工事	板金工事
	ガラス工事
水道施設工事	管工事
消防施設工事	電気工事
	管工事

【作成例】

- ・工事高は決算期ごとに、「うち元請」の額も記載すること。
- ・また、申請者のうち、次の申し出をしようとする者については、その申し出の額をそのまま審査対象業種ごとに記載すること。
 - ①一式工事業に係る建設工事の完成工事高を一式工事業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高に加えて申し出ようとする者
 - ②一式工事業以外の建設業に係る完成工事高についても①と同様の方法により計算して申し出ようとしている者

【 個人の建設業者の代替わりや法人成りについて 】

次のいずれかに該当する場合は、当期事業年度開始日の直前2年（又は直前3年）の各事業年度における完成工事高の合計額を年間平均完成工事高の算定基礎とすることができるものとします。

また、項番47「営業年数」を引き継ぐことができます。

当期事業年度開始日からさかのぼって2年以内（又は3年以内）に、

- ①商業登記法の規定に基づく組織変更の登記を行った者
- ②個人（以下「被承継人」）から建設業の主たる部分を承継したもの（以下「承継人」）がその配偶者又は2親等以内の者であって次のいずれにも該当するもの
 - i) 被承継人が建設業を廃業すること
 - ii) 原則として被承継人の事業年度と承継人の事業年度が連続すること
 - iii) 承継人が被承継人の業務を補佐した経験を有すること
- ③被承継人から事業の主たる部分を承継した法人（以下「承継法人」）であって、次のいずれにも該当するもの
 - i) 被承継人が建設業を廃業すること
 - ii) 被承継人が50%以上出資して設立した法人であること
 - iii) 被承継人の事業年度と承継法人の事業年度が連続すること
 - iv) 承継法人の代表権を有する役員が被承継人であること

その他特殊なケースについては、青森県県土整備部監理課建設業振興グループまでお問合せください。

※事業承継に関する認可を受けた場合の経営事項審査について

建設業法第17条の2又は第17条の3の規定に基づく事業承継に関する「認可」を受け、建設業者としての地位を承継した場合は、被承継人の経営事項審査結果も承継することとなります。

【 建設工事における完成工事高の計上基準について 】

建設業における収益の計上基準は、一定の要件を満たす場合、原則として「**工事進行基準**」を適用し、この要件を満たさない場合は「**工事完成基準**」を適用します。

税法上は「部分完成基準」「延払基準」の適用が認められていますが、下記の基準を満たす必要があります。なお、「部分完成基準」については、所要の特約又は慣習について確認できる書類及び完成部分の引き渡し等が確認できる書類の提示が必要です。

(1) 工事完成基準	「工事完成基準」とは、工事契約に関して、工事が完成し、目的物の引渡しを行った時点で、工事収益及び工事原価を認識する方法をいう。 ①「完成の時期」は当該工事の全部を完成し発注者にその引渡しを完了した日 ②引渡しというのは書状の交付の日付のような形式的なものでなく実質的な行為を重視。引渡し後も主要部分の工事が継続する場合や、莫大な仮設物を要する工事であって、これを撤去しなければ、通常引渡ししが完了しない場合はそれらが完了して初めて完成引渡しとなり、収益計上となる。
(2) 工事進行基準	ア 用語の定義 「工事進行基準」とは、工事契約に関して、工事収益総額、工事原価総額及び決算期における工事進捗度を合理的に見積り、これに応じて当期の工事収益及び工事原価を認識する方法をいう。 「工事収益総額」とは、工事契約において定められた、施工者が受け取る対価の総額をいう。 「工事原価総額」とは、工事契約において定められた、施工者の義務を果たすための支出の総額をいう。工事原価は、原価計算基準に従って適正に算出する。 イ 工事契約に係る認識基準 工事契約に関して、工事の進行途上においても、その進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を適用し、この要件を満たさない場合には工事完成基準を適用する。 成果の確実性が認められるためには、次の要素について、信頼性をもって見積ることができなければならない。 (ア) 工事収益総額 (イ) 工事原価総額 (ウ) 決算日における工事進捗度 【参考 税法上の工事進行基準（H20.4.1以後開始の事業年度）】 〈長期大規模工事〉 ・工期 1年以上 ・請負金額 10億円以上 →工事進行基準 〈会計年度内の契約・引き渡し工事〉 →工事完成基準 〈上記以外の工事〉 ・継続適用を条件 →選択適用
(3) 部分完成基準	法人が請負った建設工事等（法人税法第64条第1項 および第2項の規定の適用を受けるものを除く）について次に掲げるような事実がある場合には、その建設工事等の全部が完成しないときにおいても、その事業年度において引渡しした建設工事等の量又は完成した部分に対応する工事収入をその事業年度の益金の額に算入する。 ①一の契約により同種の建設工事等を多量に請負ったような場合で、その引渡数量に従い工事代金を収入する旨の特約または慣習がある場合 ②一個の建設工事等であっても、その建設工事の一部が完成し、その完成した部分を引渡しした都度その割合に応じて工事代金を収入する旨の特約又は慣習がある場合【法人税基本通達2-1-9】 ※提示書類：注記表、契約書等および上記特約または慣習について確認できる書類
(4) 延払基準	法人税法の規定によるもので、完成引渡しした工事であっても延払条件付請負工事に該当する場合には、その全部又は一部を完成工事高から除外し、次期以降に繰延べる方法である。 【法人税法第63条、同施行令第124条、第125条、第126条参照】 *延払基準を採用した場合には、重要な会計方針の一つである収益計上基準としてその旨注記表に注記する必要がある。 ※提示書類：注記表および契約書等

【 技術者制度について 】

経営事項審査時に、工事経歴書にある配置技術者氏名欄を確認すると、受注した工事に営業所の専任技術者を配置している事例や、技術者の現場専任義務に違反している事例が見受けられます。なお、平成20年4月1日以降に提出する工事経歴書では、主任／監理技術者の別を記載することになっています。

青森県では「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」を平成18年に制定し、建設業法で定めた主任技術者や監理技術者を配置しなかった場合、現場専任義務に違反した場合、施工管理が著しく不適当であった場合には、基準に基づき営業停止処分や指示処分を行うこととしています。

技術者制度について基本的な事項を示しますので、現場配置等の参考とし、不正行為等は厳に慎んでいただくようお願いします。

①技術者の現場専任義務とは

公共性のある工作物に関する重要な工事で、請負金額が3,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上のものについては、当該工事に配置する主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに専任の者でなければならないとされています（建設業法第26条第3項）。

※監理技術者補佐を専任で置く場合を除きます。

- ・「公共性のある工作物」…個人住宅を除くほとんどの工事が該当します。
- ・現場専任義務は、下請負で契約した場合も同様に適用されます。
- ・個人事業主一人で営業しているような場合は、請負金額3,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上の公共性のある工作物に関する工事は受注できません。

②主任技術者とは（建設業法第26条第1項）

主任技術者とは、建設業者が請け負った工事を施工する場合に現場に配置する技術者で、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいい、建設業法第7条第2号（イ）、（ロ）又は（ハ）に該当することが求められます。

主任技術者は、建設工事の施工に当たり、その施工計画を作成し、具体的な工事の工程管理や工事目的物、工事仮設物、工事用資機材等の品質管理を行うとともに、工事の施工に伴う公衆災害、労働災害の発生の防止のための安全管理、労務管理等を行います。

③監理技術者とは（建設業法第26条第2項）

発注者から直接工事を請け負い、4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上の下請契約をして工事を施工する場合に、建設業者が主任技術者に代えて配置する技術者をいいます。建設業法第15条第2号（イ）、（ロ）又は（ハ）（指定建設業の場合は建設業法第15条第2号（イ）又は（ハ））に該当することが求められます。監理技術者には、主任技術者の職務に加え、下請負人の指導・監督、複雑化する工程管理等、総合的な機能を果たすことが求められます。

④営業所の専任技術者とは

建設業法第7条第2項で、「その営業所ごとに、建設工事の施工に関する一定の資格又は経験を有する技術者で「専任のもの」を置かなければならない」とされています。

「専任のもの」とは、その営業所に常勤して専ら職務に従事することを要する者のことで、その主な役割は営業所において建設工事に関する適正な契約の締結及びその履行を確保することです。

従って、事業主と継続的な雇用関係があり、通常の勤務時間中はその営業所に勤務していることが必要となります。

別表(1)

指定学科（建設業法施行規則第1条）

許可を受けようとする建設業	指定学科
土木工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下同じ。）都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

別表(2) 【有資格区分コードおよび評価点】

…P22への要領も必ず確認してください。…

コード	資格区分	申請できる業種	実務経験 (※1)	区分	評価点
実務経験					
001	法第7条第2号イ該当	卒業した所定学科ごとに申請可能な全ての業種	3年 5年	その他	1
002	法第7条第2号ロ該当	10年以上の実務経験を持つ当該業種		その他	1
003	法第15条第2号ハ該当 (同号イと同等以上)	特別認定を受けた全ての業種		その他	1
004	法第15条第2号ハ該当 (同号ロと同等以上)	特別認定を受けた全ての業種		その他	1
005	令28条該当※3	監理技術者補佐として配置できる業種		監理 補佐	4
建設業法に定める資格					
111	一級建設機械施工管理技士	土・と・舗		1級	5(6)
11A	〃 (附則第4条該当※3)	土・と・舗		1級	5(6)
212	二級 〃 (第1種～第6種)	土・と・舗		2級	2
21B	〃 (第1種～第6種) (附則第4条該当※3)	土・と・舗		2級	2
113	一級土木施工管理技士	土・と・石・鋼・舗・し・塗・水・解		1級	5(6)
11C	〃 (附則第4条該当※3)	土・と・石・鋼・舗・し・塗・水		1級	5(6)
214	二級 〃 (土木)	土・と・石・鋼・舗・し・水・解		2級	2
21D	〃 (土木) (附則第4条該当※3)	土・と・石・鋼・舗・し・水		2級	2
215	〃 (鋼構造物塗装)	塗		2級	2
216	〃 (薬液注入)	と		2級	2
21E	〃 (薬液注入) (附則第4条該当※3)	と		2級	2
120	一級建築施工管理技士	建・大・左・と・石・屋・タ・鋼・筋・板・ガ・塗・防・内・絶・具・解		1級	5(6)
12A	〃 (附則第4条該当※3)	建・大・左・と・石・屋・タ・鋼・筋・板・ガ・塗・防・内・絶・具		1級	5(6)
221	二級 〃 (建築)	建・解		2級	2
222	〃 (躯体)	大・と・タ・鋼・筋・解		2級	2
22B	〃 (躯体) (附則第4条該当※3)	大・と・タ・鋼・筋		2級	2
223	〃 (仕上げ)	大・左・石・屋・タ・板・ガ・塗・防・内・絶・具		2級	2
127	一級電気工事施工管理技士	電		1級	5(6)
228	二級 〃	電		2級	2
129	一級管工事施工管理技士	管		1級	5(6)
230	二級 〃	管		2級	2
131	一級電気通信工事施工管理技士	通		1級	5(6)
232	二級 〃	通		2級	2
133	一級造園施工管理技士	園		1級	5(6)
234	二級 〃	園		2級	2
建築士法に定める資格					
137	一級建築士	建・大・屋・タ・鋼・内		1級	5(6)
238	二級 〃	建・大・屋・タ・内		2級	2

別表(2) 【有資格区分コードおよび評価点】

コード	資格区分	申請できる業種	実務経験 (※1)	区分	評価点
2 3 9	木造建築士	大		2 級	2
技術士法に定める資格					
1 4 1	建設・総合技術監理（建設）	土・と・電・舗・し・園・解		1 級	5(6)
1 4 A	〃（附則第4条該当※3）	土・と・電・舗・し・園		1 級	5(6)
1 4 2	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理 （建設「鋼構造及びコンクリート」）	土・と・電・鋼・舗・し・園・解		1 級	5(6)
1 4 B	〃（附則第4条該当※3）	土・と・電・鋼・舗・し・園		1 級	5(6)
1 4 3	農業「農業農村工学」・総合技術監理 （農業「農業農村工学」）	土・と		1 級	5(6)
1 4 C	〃（附則第4条該当※3）	土・と・		1 級	5(6)
1 4 4	電気電子・総合技術監理（電気電子）	電・通		1 級	5(6)
1 4 5	機械・総合技術監理（機械）	機		1 級	5(6)
1 4 6	機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」・ 総合技術監理（機械「熱・動力エネルギー機器」 又は「流体機器」）	管・機		1 級	5(6)
1 4 7	上下水道・総合技術監理（上下水道）	管・水		1 級	5(6)
1 4 8	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理 （上下水道「上水道及び工業用水道」）	管・井・水		1 級	5(6)
1 4 9	水産「水産土木」・総合技術監理 （水産「水産土木」）	土・と・し		1 級	5(6)
1 4 D	〃（附則第4条該当※3）	土・と・し		1 級	5(6)
1 5 0	森林「林業・林産」・総合技術監理（森林「林業・ 林産」）	園		1 級	5(6)
1 5 1	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土 木」）	土・と・園		1 級	5(6)
1 5 A	〃（附則第4条該当※3）	土・と・園		1 級	5(6)
1 5 2	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）	管		1 級	5(6)
1 5 3	衛生工学「水質管理」・総合技術監理 （衛生工学「水質管理」）	管・水		1 級	5(6)
1 5 4	衛生工学「廃棄物・資源循環」・総合技術監理（衛 生工学「廃棄物・資源循環」）	管・水・消		1 級	5(6)
電気工事士法、電気事業法に定める資格					
1 5 5	第一種電気工事士	電		2 級	2
2 5 6	第二種 〃	電	3 年	その他	1
2 5 8	電気主任技術者（第1種～第3種）	電	5 年	その他	1
電気通信事業法に定める資格					
2 5 9	電気通信主任技術者	通	5 年	その他	1
2 3 5	工事担任者	通	3 年	その他	1
水道法に定める資格					
2 6 5	給水装置工事主任技術者	管	1 年	その他	1
消防法に定める資格					
1 6 8	甲種消防設備士	消		2 級	2
1 6 9	乙種 〃	消		2 級	2
職業能力開発促進法に定める資格					
1 7 1	建築大工（1級）	大		2 級	2
2 7 1	〃（2級）	大	3 年	その他	1
1 6 4	型枠施工（1級）	大・と		2 級	2
2 6 4	〃（2級）	大・と	3 年	その他	1
1 6 B	型枠施工（1級）（附則第4条該当※3）	大・と		2 級	2
2 6 B	型枠施工（2級）（附則第4条該当※3）	大・と	3 年	その他	1
1 7 2	左官（1級）	左		2 級	2

別表(2) 【有資格区分コードおよび評価点】

コード	資格区分	申請できる業種	実務経験 (※1)	区分	評価点
272	〃 (2級)	左	3年	その他	1
157	とび・とび工 (1級)	と・解		2級	2
257	〃 (2級)	と・解	3年	その他	1
15B	とび・とび工 (1級) (附則第4条該当※3)	と		2級	2
25B	〃 (2級) (附則第4条該当※3)	と	3年	その他	1
173	コンクリート圧送施工 (1級)	と		2級	2
273	〃 (2級)	と	3年	その他	1
17A	コンクリート圧送施工 (1級) (附則第4条該当※3)	と		2級	2
27A	〃 (2級) (附則第4条該当※3)	と	3年	その他	1
166	ウェルポイント施工 (1級)	と		2級	2
266	〃 (2級)	と	3年	その他	1
16C	ウェルポイント施工 (1級) (附則第4条該当※3)	と		2級	2
26C	〃 (2級) (附則第4条該当※3)	と	3年	その他	1
174	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管 (1級)	管		2級	2
274	〃 〃 (2級)	管	3年	その他	1
175	給排水衛生設備配管 (1級)	管		2級	2
275	〃 (2級)	管	3年	その他	1
176	配管・配管工 (1級)	管		2級	2
276	〃 〃 (2級)	管	3年	その他	1
170	建築板金「ダクト板金作業」 (1級)	屋・管・板		2級	2
270	〃 (2級)	屋・管・板	3年	その他	1
177	タイル張り・タイル張り工 (1級)	タ		2級	2
277	〃 〃 (2級)	タ	3年	その他	1
178	築炉・築炉工 (1級)	タ		2級	2
278	〃 〃 (2級)	タ	3年	その他	1
179	ブロック建築・ブロック建築工 (1級)	石・タ		2級	2
279	〃 〃 (2級)	石・タ	3年	その他	1
180	石工・石材施工・石積み (1級)	石		2級	2
280	〃 〃 〃 (2級)	石	3年	その他	1
181	鉄工・製罐 (1級)	鋼		2級	2
281	〃 〃 (2級)	鋼	3年	その他	1
182	鉄筋組立て・鉄筋施工 (1級)	筋		2級	2
282	〃 〃 (2級)	筋	3年	その他	1
183	工場板金 (1級)	板		2級	2
283	〃 (2級)	板	3年	その他	1
184	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」 (1級)	屋・板		2級	2
284	〃 〃 (2級)	屋・板	3年	その他	1
185	板金・板金工・打出し板金 (1級)	板		2級	2
285	〃 〃 〃 (2級)	板	3年	その他	1
186	かわらぶき (1級)	屋		2級	2
286	〃 (2級)	屋	3年	その他	1

別表(2) 【有資格区分コードおよび評価点】

コード	資格区分	申請できる業種	実務経験 (※1)	区分	評価点
1 8 7	ガラス施工（1級）	ガ		2級	2
2 8 7	〃（2級）	ガ		その他	1
1 8 8	塗装・木工塗装・木工塗装工（1級）	塗		2級	2
2 8 8	〃 〃 〃（2級）	塗	3年	その他	1
1 8 9	建築塗装・建築塗装工（1級）	塗		2級	2
2 8 9	〃 〃（2級）	塗	3年	その他	1
1 9 0	金属塗装・金属塗装工（1級）	塗		2級	2
2 9 0	〃 〃（2級）	塗	3年	その他	1
1 9 1	噴霧塗装（1級）	塗		2級	2
2 9 1	〃（2級）	塗	3年	その他	1
1 6 7	路面標示施工	塗		2級	2
1 9 2	畳製作・畳工（1級）	内		2級	2
2 9 2	〃 〃（2級）	内	3年	その他	1
1 9 3	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・ 床仕上げ施工・表装・表具・表具工（1級）	内		2級	2
2 9 3	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃（2級）	内	3年	その他	1
1 9 4	熱絶縁施工（1級）	絶		2級	2
2 9 4	〃（2級）	絶	3年	その他	1
1 9 5	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・ サッシ施工（1級）	具		2級	2
2 9 5	〃 〃 〃 〃 〃（2級）	具	3年	その他	1
1 9 6	造園（1級）	園		2級	2
2 9 6	〃（2級）	園	3年	その他	1
1 9 7	防水施工（1級）	防		2級	2
2 9 7	〃（2級）	防	3年	その他	1
1 9 8	さく井（1級）	井		2級	2
2 9 8	〃（2級）	井	3年	その他	1
認定能力評価基準					
7 0 3	レベル3技能者	各基準に対応する業種 (P117参照)		基幹	2
7 0 4	レベル4技能者			基幹	3
その他					
0 6 1	地すべり防止工事	と・井	1年	その他	1
0 6 A	〃（附則第4条該当※3）	と・井	1年	その他	1
0 4 0	基礎ぐい工事	と		2級	2
0 6 2	建築設備士	電・管	1年	その他	1
0 6 3	計装	電・管	1年	その他	1
0 6 0	解体工事	解		2級	2
0 6 4	基幹技能者	登録基幹技能者講習修了 証に記載されている業種 の範囲内		基幹	3
0 9 9	その他(※2)	所定の評価対象業種		その他	1

※1 実務経験欄に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格を取得するための試験に合格した後、法第7条第2号ハに該当する者となるために必要な実務経験の年数です（資格を取得してから、審査基準日までに、必要な実務経験年数を経過していることが必要です。）。

ただし、平成16年4月1日以前に「職業能力開発促進法」の2級に合格した方は、1年以上の実務経験で足りません。

※2 評価対象業種とその他の業種の所定の組み合わせによる実務経験年数が12年以上あり、かつ、評価対象とする業種の実務経験が8年以上ある場合などです。

※3 審査基準日が令和3年6月30日以前の申請で、附則に該当する方は、「解」も選択できます。

「建設機械抵当法施行令」に規定される建設機械

種類	名称	範囲	経審 評価対象
1 掘削機械	ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又は パイルドライバーのアタッチメントを有するもの	○
	連続式バケット掘削機	走行装置及び二キロワット以上の掘削用原動機を有するもの	
2 基礎工事用機械	くい打ち機及びくい抜き機	やぐら及び原動機を有し、ハンマー、起振機又はくい抜き装置の重量 が○・五トン以上のもの	
	グラウトポンプ	原動機及びグラウトポンプ用ミキサーを有するもの	
	ペーパードレーンマシン		
	大口径掘削機	スクリュー式でないもの	
	アースオーガー		
	地下連続壁施工用機械		
3 トラクター類	トラクター	自重が三トン以上のもの	
	ブルドーザー	自重が三トン以上のもの	○
	トラクターショベル	バケット容量が○・四立方メートル以上のもの	○
4 運搬機械	スクレーパー	積載容量が三立方メートル以上のもの	
	機関車		
	運搬車	積載重量が一五トン以上のもの	
5 起重機類	ジブクレーン	つり上げ能力が三トン以上のもの	
	タワークレーン		
	デリッククレーン		
	ケーブルクレーン	巻上げ装置、走行装置及び原動機を有し、つり上げ能力が二トン以上	
	ウインチ	二キロワット以上の原動機を有するもの	
	エレベーター		
6 ボーリング機械	ボーリングマシン	三キロワット以上の原動機を有するもの	
	ドリルジャンボ	鑿岩機を支持するアームが二本以上のもの	
	クローラードリル		
7 トンネル機械	たて坑掘進機		
	トンネル掘進機		
	シールド掘進機		
	ずり積み機		
8 整地・締め固め機械	モーターグレーダー	自重が五トン以上のもの	○
	スタビライザー		
	アグリゲートスプレッダー		
	ロードローラー	自重が八トン以上のもの	
	タイヤローラー		
	振動ローラー	自走式のものにあっては自重が八トン以上のもの、	
9 砕石・選別機械	フィーダー	三キロワット以上の原動機を有するもの	
	クラッシャー	ジョークラッシャー、ジャイレクトリークラッシャー、コーンクラッ シャー、ロールクラッシャー、インパクトクラッシャー、ロードミル 又はボールミルで、三キロワット以上の原動機を有するもの	
	選別機	トロンメル、バイブレイティングスクリーン又はクラッシュファイヤー で、三キロワット以上の原動機を有するもの	
	ウォッシャー	ドラムウォッシャー又はスクリューウォッシャーで、三キロワット以 上の原動機を有するもの	
10 コンクリート機械	セメント空気輸送機	フラクソー式輸送機又はキニオンポンプ	
	コンクリートプラント	骨材貯蔵びん、計量装置及びミキサーを有するもの	
	コンクリートミキサー	混練容量が○・三五立方メートル以上のもの	
	コンクリートポンプ	排送能力が毎時五立方メートル以上のもの	
	コンクリートブレーサー	打設能力が毎時一〇立方メートル以上のもの	
	アジテーターカー	ゴムタイヤ式でないもの	
11 舗装機械	アスファルトフィニッシャー	敷きならし装置、仕上げ装置、走行装置及び原動機を有するもの	
	アスファルトプラント	コールドエレベーター、骨材乾燥機、ホットエレベーター、ふるい分 け装置、骨材貯蔵びん、アスファルト溶解がま及びミキサーを有する	
	アスファルトクッカー		
	コンクリートフィニッシャー	振動機及び原動機を有するもの	
	コンクリートスプレッダー	原動機を有するもの	
	コンクリートペーパー	装軌式のもの	
12 船舶	しゅんせつ船	ポンプしゅんせつ船、ディッパースしゅんせつ船又はグラブしゅんせつ 船で、独航機能を有しないもの	
	砕岩船	独航機能を有しないもの	
	起重機船		
	くい打ち船		
	コンクリートミキサー船		
	サンドドレーン船		
	土運船	鋼製で、独航機能を有しないもの	
	作業台船		
13 その他	空気圧縮機	一四キロワット以上の原動機を有するもの	
	サンドポンプ	二九キロワット以上の原動機を有するもの	
	発動発電機		

建設機械のリース契約に関する申出書

青森県知事 あて

所 在 地

許 可 番 号

商号又は名称

代 表 者 氏 名

審 査 基 準 日 令和 年 月 日

下記の建設機械については、リース契約期間が審査基準日後1年7ヶ月に満たないうちに終了しますが、その後は当該機械を買い上げるか、もしくは引き続きリース契約を更新し審査基準日後1年7ヶ月を超える機械のリース契約を継続することを申し出ます。

記

メ ー カ ー 名

型 式

製造・車体番号

リ ー ス 期 間 平成・令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

※リース期間は現在契約している期間を記入

【 確認書類見本 】

項番	内 容	資 料 名 等	掲載頁
1 8	営業利益を確認する書類	決算等届出書の「損益計算書」	5 4
	減価償却実施額を確認する書類	所得税青色申告決算書（一般用）	5 5
		収支内訳書（一般用）（いわゆる白色申告書）	5 6
		法人税申告書別表 1 6 （１）「旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」	5 7
		法人税申告書別表 1 6 （２）「旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」	5 8
		法人税申告書別表 1 6 （４）「旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法による償却額の計算に関する明細書」	5 9
		法人税申告書別表 1 6 （６）「繰延資産の償却額の計算に関する明細書」	6 0
		法人税申告書別表 1 6 （７）「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書」	6 1
		法人税申告書別表 1 6 （８）「一括償却資産の損金算入に関する明細書」	6 2
3 2	消費税の納税を確認する書類	消費税確定申告書の控え	6 3
		消費税納税証明書（その１） （納付すべき税額が明示されているもの。 ０円の場合も同様）	6 4
4 1	雇用保険加入を確認する資料	雇用保険被保険者資格喪失届	6 5
		労働保険（雇用保険）概算・確定保険料申告書	6 6
		労働保険（雇用保険）概算・確定保険料領収済通知書	6 7
		労働保険事務組合発行の保険料納入通知書	6 8
		労働保険事務組合発行の労働保険料領収書	6 9
		労働保険事務組合発行の労働保険料等領収書	7 0
4 2	健康保険加入を確認する資料	社会保険納付書・領収証書（現金納付）	7 1
4 3	厚生年金保険加入を確認する資料	社会保険料納入告知額・領収済額通知書（口座振込）	7 2
		社会保険標準報酬決定通知書	7 3
4 4	建設業退職金共済制度の加入を確認する資料	建設業退職共済制度加入・履行証明願手続要領	7 4
		建設業退職共済制度加入・履行証明願	7 5

項番	内 容	資 料 名 等	掲載頁
4 5	退職一時金制度の導入を確認する資料又は企業年金制度の導入を確認する資料	就業規則（作成留意事項）	7 6
		就業規則（変更）届	7 7
		意見書	7 8
		退職金規程の作成事例	7 9
		中小企業退職金共済事業本部加入証明書	8 0
		特定退職金共済制度退職金共済証	8 1
		厚生年金基金発行の標準給与決定通知書	8 2
		確定拠出年金運営管理機関の発行する加入証明書	8 3
4 6	法定外労働災害補償制度の加入を確認する資料	建設労災補償共済制度加入証明書	8 4
		（一社）全国建設業労災互助会加入証明書兼領収書	8 5
		労働災害補償証券	8 6
		団体保険制度加入証	8 7
4 9	防災協定の締結を確認する資料	防災協定に関する証明書	8 8
5 2	監査の受審状況を確認する資料	監査報告書	8 9
		会計参与報告書	9 0
		経理処理の適正を確認した旨の書類	9 1
		経理処理の適正を確認する際の確認項目 （経審申請時は添付不要）	9 2 ～ 9 6
5 5	研究開発費の額を確認する資料	注記表	9 7
5 6	建設機械の所有を確認する資料	売買契約書	9 8
		リース契約書	9 9
		特定自主検査記録表・移動式クレーン検査証	1 0 0
		特定自主検査実施時期証明書	1 0 1
8 2	登録基幹技能者を確認する書類	登録基幹技能者講習修了証	1 0 2
	レベル3レベル4技能者を確認する書類	能力評価（レベル判定）結果通知書	1 0 3
	技術者のCPD単位取得数を確認する資料	CPD単位取得実績証明書	1 0 4

項番18 営業利益を確認する書類
損益計算書

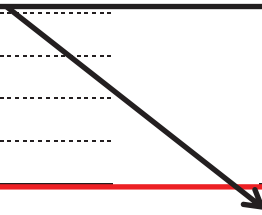
様式第十六号（第四条、第十条、第十九条の四関係）
（用紙A4）

損 益 計 算 書
自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

(会社名) _____

I	売 上 高		(千円)
	完成工事高		
	兼業事業売上高		
II	売 上 原 価		
	完成工事原価		
	兼業事業売上原価		
	売上総利益（売上総損失）		
	完成工事総利益（完成工事総損失）		
	兼業事業総利益（兼業事業総損失）		
III	販売費及び一般管理費		
	役員報酬		
	従業員給料手当		
	退職金		
	法定福利費		
	福利厚生費		
	修繕維持費		
	事務用品費		
	通信交通費		
	動力用水光熱費		
	調査研究費		
	広告宣伝費		
	貸倒引当金繰入額		
	貸倒損失		
	交際費		
	寄付金		
	地代家賃		
	減価償却費		
	開発費償却		
	租税公課		
	保険料		
	雑 費		
	営業利益（営業損失）		

項目18「営業利益」欄へ



住 所				フリガナ 氏 名		⑤ 依頼 士等	事務所 所在地	
事業所 所在地				電 話 番 号	伯 都 (事業所)		氏 名 (名称)	
業 種 名		屋 号		加 入 団 体 名			電 話 番 号	

令和 年 月 日

整理 番号							
----------	--	--	--	--	--	--	--

提出用		科 目		金 額 (円)		科 目		金 額 (円)		科 目		金 額 (円)	
売上原価	売上(収入)金額 (雑収入を含む)	①				消耗品費	⑦			繰上引当金	⑤		
	期首商品(製品)棚卸高	②				減価償却費	⑧			貸倒引当金	⑥		
	仕入金額	③				福利厚生費	⑨			計	⑦		
	小計 ②+③	④				給料賃金	⑩			専従者給与	⑧		
	期末商品(製品)棚卸高	⑤				外注工賃	⑪			貸倒引当金	⑨		
	差引原価 ④-⑤	⑥				地利引引料	⑫			計	⑩		
経費	差引金額 (①-⑥)	⑦				地代家賃	⑬				⑪		
	租税公課	⑧				貸倒金	⑭				⑫		
	荷造運賃	⑨					⑮				青色申告特別控除前の所得金額 (⑩+⑪-⑫)	⑬	
	水道光熱費	⑩					⑯				青色申告特別控除額	⑭	
	旅費交通費	⑪					⑰				所得金額 (⑬-⑭)	⑮	
	通信費	⑫					⑱				●青色申告特別控除については、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。		
	広告宣伝費	⑬				雑費	⑲				●下の欄には、書かないでください。		
	接待交際費	⑭				計	⑳				①		
	損害保険料	⑮				差引金額 (⑦-⑳)	㉑				②		
	修繕費	⑯									③		

整理 番号						
----------	--	--	--	--	--	--

(原価計算を行っていない人は、記入する必要はありません。)

(令和 年 月 日現在)

[illegible]

(注) 「元入金」は、「期首の資産の総額」から「期首の負債の総額」を差し引いて計算します。

(注) 会報の全額を1ページの「掲載料」の金額に転記してください。

項番 1 8 減価償却実施額を確認する書類

F A 7 0 0 0

令和 0 年分収支内訳書 (一般用) (あなたの本年分の事業所得の金額の計算内容をこの表に記載して確定申告書に添付してください)

提出用

(令和二年分以降適用)

この収支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

令和 年 月 日

(自 月 日 至 月 日)

科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
収入		経費	
売上(収入)金額 ①		旅費交通費 ㉑	
家事消費費 ②		通信費 ㉒	
その他の収入 ③		広告宣伝費 ㉓	
計 ④		接待交際費 ㉔	
期首商品(製品)棚卸高 ⑤		損害保険料 ㉕	
仕入金額(買戻金) ⑥		修繕費 ㉖	
小計 ⑦		消耗品費 ㉗	
期末商品(製品)棚卸高 ⑧		福利厚生費 ㉘	
差引原価 ⑨		の ㉙	
差引金額 ⑩		の ㉚	
給料賃金 ⑪		の ㉛	
外注工賃 ⑫		の ㉜	
減価償却費 ⑬		の ㉝	
貸倒金 ⑭		の ㉞	
地代家賃 ⑮		の ㉟	
利子割引料 ⑯		の ㊱	
租税公課 ㉑		の ㊲	
その他の経費 ㉒		の ㊳	
水道光熱費 ㉓		の ㊴	

○給料賃金の内訳

氏 名 (年齢)	従事月数	給料賃金	合計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
(職)		円		円
(職)				
(職)				
その他 (人分)				
計				

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報酬等	左のうちの必要経費算入額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
	円	円	円

○事業専従者の氏名等

氏 名 (年齢)	続 柄	従事月数
(職)		
(職)		
(職)		
延べ従事月数		

【税務署整理欄】

①	
②	
③	
④	
⑤	
⑥	

項番 18 法人の減価償却実施額を確認する書類

① 旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

法人名

100

()

別表十六(一)

令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

御 注 意

1 この表には、減価償却資産の耐用年数、種類等及び償却方法の異なるごとにまとめて別行にして、その合計額を記載できますが、(1)当期の途中で事業の用に供した資産又は資本的支出(2)措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける資産については、他の資産と区別して別行にして、記載してください。なお、(1)の資産(2)の資産に該当するものを除きます。の「34」欄の金額については、耐用年数、種類等及び償却方法を同じくする他の資産の金額と通算して「36」欄及び「37」欄の金額を記載できます。

2 措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

資 産 細 目	種 類	1							
	構 造	2							
	目	3							
区 分	取 得 年 月 日	4	・	・	・	・	・	・	・
	事業の用に供した年月	5							
耐 用 年 数	6	年	年	年	年	年	年	年	年
	取得価額又は製作価額	7	外	円	外	円	外	円	外
取得 価額	圧縮記帳による 積立金計上額	8							
	差引取得価額 (7-8)	9							
帳 簿	償却額計算の対象となる 期末現在の帳簿記載金額	10							
	期末現在の積立金の額	11							
償 却 額	積立金の期中取崩額	12							
	差引帳簿記載金額 (10-11-12)	13	外△	外△	外△	外△	外△	外△	外△
損 金 に 計 上 し た 当 期 償 却 額	14								
	前期から繰り越した償却超過額 合 計 (13+14+15)	16							
平 成 19 年 3 月 31 日 以 前 取 得 分 の 普 通 償 却 限 度 額 等	残 存 価 額	17							
	差引取得価額×5% (9)× $\frac{5}{100}$	18							
当 期 分 の 普 通 償 却 限 度 額 等	旧定額法の償却額計 算の基礎となる金額 (9-17)	19							
	旧定額法の償却率	20							
算 出 償 却 額 (19×20)	21	円	円	円	円	円	円	円	円
	増 加 償 却 額 (21)×割増率 計 (20+22)又は(19-18)	22	()	()	()	()	()	()	()
算 出 償 却 額 (18-1月)× $\frac{60}{60}$	23								
	24								
定 額 法 の 償 却 額 計 算 の 基 礎 と な る 金 額 (9)	25								
	定 額 法 の 償 却 率	26							
算 出 償 却 額 (25)×(26)	27	円	円	円	円	円	円	円	円
	増 加 償 却 額 (27)×割増率 計 (27+28)	28	()	()	()	()	()	()	()
当 期 分 の 普 通 償 却 限 度 額 等 (23、24又は25)	29								
	30								
特 別 償 却 限 度 額 等 (特別償却 適用条 項)	31	(条 項)	(条 項)	(条 項)	(条 項)	(条 項)	(条 項)	(条 項)	(条 項)
	32	外	円	外	円	外	円	外	円
前 期 か ら 繰 り 越 し た 特 別 償 却 不 足 額 又 は 合 併 等 特 別 償 却 不 足 額 合 計 (21+22+23)	33								
	34								
当 期 償 却 額		35							
差 引	償 却 不 足 額 (34-35)	36							
	償 却 超 過 額 (35-34)	37							
償 却 当 期 超 過 額	前期からの繰越額	38	外	外	外	外	外	外	外
	当認 償却不足によるもの	39							
合計額（千円単位。千円未満切捨）を項番18「減価償却実施額」欄へ									
特 別 償 却 不 足 額	翌期に繰り越すべき特別償却不足額 (1(36-38)と(22)+(33)のうち少ない金額)	42							
	当期において切り捨てたる特別償却 不足額又は合併等特別償却不足額	43							
差 引 翌 期 へ の 繰 越 額	差引翌期への繰越額 (42-43)	44							
	翌 期 へ の 繰 越 額	45							
適 格 組 織 再 編 成 に よ り 引 き 継 ぐ べ き 合 併 等 特 別 償 却 不 足 額 (1(39-42)と(33)のうち少ない金額)	当 期 分 不 足 額	46							
	47								
備考									

項番 18 法人の減価償却実施額を確認する書類

① 旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

• •

• •

法人名

1000000

別表十六(二) 令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

御 注 意

1 この表には、減価償却資産の耐用年数、種類等及び償却方法の異なることにまとめて別行にして、その合計額を記載しますが、(平成19年4月1日以後に取得をされた資産で定率法の適用を受けるもの、(2)当期の中途で事業の用に供した資産又は資本的支出、(3)措置法又は震災特例法による特別償却の規定を受ける資産については、他の資産と区別して別償却の適用を受ける資産と区別して別償却の方法を同じくする他の資産の金額と通算して「40」欄及び「41」欄の金額を記載できます。

2 措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

[illegible]

① 旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法による償却額の計算に関する明細書

御注意

措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください

別表十六(四) 令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

項番 1 8 減価償却実施額を確認する書類

① 繰延資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	-----	-----	-----

別表十六(六) 令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 均等償却を行う繰延資産の償却額の計算に関する明細書						
繰 延 資 産 の 種 類	1					
支 出 し た 年 月	2					
支 出 し た 金 額	3	円	円	円	円	円
償 却 期 間 の 月 数	4	月	月	月	月	月
当期の期間のうちに含まれる 償 却 期 間 の 月 数	5					
当 期 分 の 償 却 限 度 額 (3) × $\frac{(5)}{(4)}$	6	円	円	円	円	円
当 期 償 却 額	7					
償 却 不 足 額 (6) - (7)	8					
引 償 却 超 過 額 (7) - (6)	9					
償 却 前 期 からの 繰 越 額	10	外	外	外	外	外
超 同 上 の うち 当期損金認容額 (8) と (10) の うち 少ない 金額	11					
過 翌 期 へ の 繰 越 額 (9) + (10) - (11)	12					

II 一時償却が認められる繰延資産の償却額の計算に関する明細書

繰 延 資 産 の 種 類	13					
支 出 し た 金 額	14	円	円	円	円	円
前期までに償却した金額	15	外	外	外	外	外
当 期 償 却 額	16					
期 末 現 在 の 帳 簿 価 額	17					

項番 18 減価償却実施額を確認する書類

①

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
	・ ・		

別表十六(七) 令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

御注意

この表は、資産の取得価額が30万円未満であるものについて、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（措置法第67条の5又は令和2年改正前の措置法第68条の12）の適用を受ける場合に御使用ください。なお、その適用を受ける資産の取得価額の合計額である「8」欄の金額は、300万円（当期が1年に満たない場合には、300万円を12で除し、これに当期の月数を乗じて計算した金額）が限度となります。

資 産 区 分	種 類	1						
	構 造	2						
	細 目	3						
	事業の用に供した年月	4						
取 得 価 額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による 積立金計上額	6						
	差引改定取得価額 (5)－(6)	7						
資 産 区 分	種 類	1						
	構 造	2						
	細 目	3						
	事業の用に供した年月	4						
取 得 価 額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による 積立金計上額	6						
	差引改定取得価額 (5)－(6)	7						
資 産 区 分	種 類	1						
	構 造	2						
	細 目	3						
	事業の用に供した年月	4						
取 得 価 額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による 積立金計上額	6						
	差引改定取得価額 (5)－(6)	7						
当期の少額減価償却資産の取得価額の合計額 ((7)の計)			8					円

項番 18 減価償却実施額を確認する書類

① 一括償却資産の損金算入に関する明細書

		事業年度又は連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	()	
事業の用に供した事業年度又は連結事業年度	1	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	(当期分)
同上の事業年度又は連結事業年度において事業の用に供した一括償却資産の取得価額の合計額	2	円	円	円	円	円
当期の月数 (事業の用に供した事業年度の中間申告又は連結事業年度の連結中間申告の場合は、当該事業年度又は連結事業年度の月数)	3	月	月	月	月	月
当期分の損金算入限度額 $(2) \times \frac{(3)}{36}$	4	円	円	円	円	円
当期損金経理額		5				
差引	損金算入不足額 (4) - (5)	6				
	損金算入限度超過額 (5) - (4)	7				
損金算入限度超過額	前期からの繰越額	8				
	同上のうち当期損金認容額 (6)と(8)のうち少ない金額)	9				
	翌期への繰越額 (7) + (8) - (9)	10				

別表十六(八) 令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

項番 3 2 消費税の納税を確認する書類
消費税確定申告書の控え

この用紙はとじこまないでください。

G K O 3 0 4

第3-(1)号様式

令和 年 月 日	税務署長殿
納税地	(電話番号 - -)
(フリガナ) 名 称 又は屋号	
個人番号 又は法人番号	↓ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。
(フリガナ) 代表者氏名 又は氏名	㊞

※	一連番号	翌年以降 送付不要
所管 税務署	整理 番号	
申告年月日	令和 年 月 日	
申告区分	指導等 庁指定 局指定	
通信日付印	確認印	確認書類
年 月 日	個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他()	身元 確認
指導年月日	相談区分1 区分2 区分3	
令和 年 月 日		

OCR入力用 (この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。)

自 平成 年 月 日
令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方
消費税の()申告書

(中間申告 自 平成 年 月 日
令和 年 月 日
の場合の
対象期間 至 令和 年 月 日)

第一表 令和元年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

この申告書による消費税の税額の計算	
課税標準額	① 十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円 0 0 0 03
消費税額	② 06
控除過大調整税額	③ 07
控除	④ 08
返還等対価に係る税額	⑤ 09
貸倒れに係る税額	⑥ 10
控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦ 11
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧ 12
差引税額 (②+③-⑦)	⑨ 13
中間納付税額	⑩ 14
納付税額 (⑨-⑩)	⑪ 15
中間納付還付税額 (⑩-⑨)	⑫ 16
この申告書 が修正申告 である場合	⑬ 17
既確定税額	⑭ 18
差引納付税額	⑮ 19
課税売上 割合	⑯ 20
課税資産の譲渡 等の対価の額	⑰ 21
資産の譲渡 等の対価の額	⑱ 22
この申告書による地方消費税の税額の計算	
地方消費税 の課税標準 となる消費税 額	⑲ 23
控除不足還付税額	⑳ 24
差引税額	㉑ 25
還付額	㉒ 26
納税額	㉓ 27
中間納付譲渡割額	㉔ 28
納付譲渡割額 (㉒-㉔)	㉕ 29
中間納付還付譲渡割額 (㉔-㉒)	㉖ 30
この申告書 が修正申告 である場合	㉗ 31
既確定額	㉘ 32
差引納付 譲渡割額	㉙ 33
消費税及び地方消費税の 合計(納付又は還付)税額	㉚ 34

付記事項	割賦基準の適用	有	無	31
	延払基準等の適用	有	無	32
	工事進行基準の適用	有	無	33
	現金主義会計の適用	有	無	34
参考事項	課税標準額に対する消費税 税額の計算の特例の適用	有	無	35
	課税売上高5億円超又は 課税売上割合95%未満	個別対応 一括比例 配分方式		41
	上記以外	全額控除		
基準期間の 課税売上高	千円			
還付する 金を受 けよう とする 等	銀行 金庫・組合 農協・漁協	本店・支店 出張所 本所・支所		
	預金	口座番号		
	ゆうちょ銀行の 貯金記号番号	-		
	郵便局名等			
※税務署整理欄				
税理士 署名押印	㊞ (電話番号 - -)			
	税理士法第30条の書面提出有			
	税理士法第33条の2の書面提出有			

㉚ = (㉑ + ㉒) - (㉓ + ㉔ + ㉕ + ㉖)・修正申告の場合㉚ = ㉑ + ㉒
㉚が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

項番 3 2 消費税の納税を確認する書類
納税証明書 (その 1)

納 税 証 明 書 (その 1 納税額等証明用)					
住 所(所在地) 東京都千代田区霞が関 3 丁目 1 - 1					
氏 名(名 称) 国税商事 株式会社					
代 表 者 氏 名 代表取締役 国税 昌					
税 目					
年度及び区分	納 付 す べ き 税 額		納 付 済 額	未 納 税 額	法定納期限等
	申 告 額	更正・決定後の額			
(自)平成31年1月1日 (至)令和1年12月31日 本税	¥0	*****	¥0	*****	*****
(自)令和2年1月1日 (至)令和2年12月31日 本税	¥0	*****	¥0	*****	*****
	以	下	余	白	
見 本					
(備 考) ○ 証明書発行日現在の納付すべき税額等は上記のとおりですが、今後、修正申告又は税務署若しくは国税局（国税事務所）の調査による更正等により異動を生じる場合があります。					
徴管（証明） 第 0 0 0 0 0 1 号					
上記のとおり、相違ないことを証明します。					
令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇税務署長					
財務事務官 〇〇 〇〇					
					
署長印					
CC 24					

項番 4 1 雇用保険加入を確認する書類
雇用保険被保険者資格喪失届

様式第4号(第7条関係)(第1面)

雇用保険被保険者資格喪失届

標準
字体

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

(必ず第2面の注意事項を読んでから記載してください。)

帳票種別
15103

1. 被保険者番号

2. 事業所番号

3. 資格取得年月日

4. 離職年月日(元号 4 平成 5 令和)

5. 喪失原因

6. 離職票交付希望

7. 1週間の所定労働時間

8. 補充採用予定の有無

8. 新氏名

フリガナ(カタカナ)

10. 個人番号

11. 喪失時被保険者種類

12. 国籍・地域コード

13. 在留資格コード

被保険者氏名

性別

生年月日

取得時被保険者種類

転勤年月日

管轄安定所番号

雇用形態

資格取得年月日現在の1週間の所定労働時間

事業所名略称

被保険者の住所又は居所

被保険者でなくなったことの原因及び被保険者に氏名変更があった場合は氏名変更年月日

雇用保険法施行規則第7条第1項の規定により、上記のとおり届けます。

令和 年 月 日

住所

事業主氏名

電話番号

記名押印又は署名
印

公共職業安定所長 殿

※

所長 次長 課長 係長 係 操作者

社会保険
労務士
記載欄

作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示

氏 名

電話 番号

印

個人番号(マイナンバー)が記入されている場合、黒塗り(原本に付箋紙を貼ってコピー等)した状態で提出してください

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)(表面)

66

項番 4 1 雇用保険加入を確認する資料
労働保険（雇用保険）概算・確定保険料領収済通知書

領 収 済 通 知 書										労働保険		国庫金		(記入例) ¥ 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9																																																							
※ 取 扱 庁 名										※ 取扱庁番号										※ 徴収確定 保険料収入及び一般拠出金収入																																																	
30841										〇〇労働局										XXXXXXXX										労働保険特別会計 0847 厚生労働省 6118 ※令和 年度																																							
労働保険番号										都道府県 所管 管 轄 基 幹 番 号 校 番 号										※CD ※証券受領																																																	
																				全 部 一 部																																																	
																				翌年度5月1日以降 現年度歳入組入																																																	
※ 令和年度 (元号:令和19)										※ 平成年度 (元号:平成17, 令和19)										※ 収納年月日 (元号:令和19)										項 10																																							
元号 年 月 日										元号 年 月 日										元号 年 月 日										項 4																																							
項 2										項 3										項 1																																																	
納付の目的										※ 収納区分										※ 収納機関										※ 拠出区分										※ 徴収区分										※ データ指示コード										※ 内証券受領									
1. 令和										項 5										項 6										項 7										項 8										項 13										項 11									
2. 平成										項 9										項 12										項 14										項 15										項 16										項 17									
(収納方式は1票)										(住所) 〒										(氏名)										股																																							
納付の場所										日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署										労働保険特別会計歳入徴収官										(官庁送付分)																																							

項番 4 1 雇用保険加入を確認する資料
労働保険事務組合発行の保険料納入通知書

組様式第7号(甲)

労働保険料等納入通知書 (事業主用)

労働保険 番号	府県	所 掌	管轄	基幹番号	枝番号

委託事業主の住所
氏名 殿

金					万	千	百	十	円
---	--	--	--	--	---	---	---	---	---

上記金額を労働保険料第 期分及び一般拠出金として 年 月 日までに当事務組
合に納入してください。

年 月 日

労働保険事務組合の所在地
名称

算定方法

年度確定				年度概算			
賃金総額		料率	確定保険料	賃金総額		料率	確定保険料
労災	※ 千円		円	労災	※ 千円		円
		1,000				1,000	
特別 加入		1,000		特別 加入		1,000	
雇用		1,000		雇用		1,000	
合計			①	合計			⑥
申告済概算保険料			②	期 別 納 付 額	区分	概算保険料額	各期納付額
差 引 額	充当額		③(② - ①)		全期 第1期	⑦(⑥÷3) 円	⑧(⑦-③又は⑦+⑤) 円
	還付額		④(②-①又は②-①-③)		第2期	⑨(⑥÷3)	⑩
	不足額		⑤(①-②)		第3期	⑪(⑥÷3)	⑫

賃金総額		料率	一般拠出金額
一般 拠出金	※ 千円		円
		1,000	

(注) ※については、労災保険に係る賃金総額の同額を記入下さい。ただし、平成19年3月31日以前に成立した有期事業は、一般拠出金算定対象とはなりませんので、当該有期事業分を差し引いた賃金総額を記入してください。

項番 4 1 雇用保険加入を確認する資料
労働保険事務組合発行の労働保険料領収書

組様式第 8 号

労働保険料領収書

労働保険 番 号	府 県	所 掌	管 轄	基 幹 番 号	枝 番 号

委託事業主の 住 所
氏 名 殿

金			万	千	百	十	円
---	--	--	---	---	---	---	---

上記の金額を受領しました。

内 訳	種 別	受 領 金 額	摘 要
	概算保険料 全・1・2・3	円	
	確定保険料		
	追 徴 金		
	延 滞 金		
	計		

領収年月日 平成 年 月 日

労働保険事務組合の

名 称

所在地

記名押印又は署名

代表者



(13.2)

項番 4 1 雇用保険加入を確認する資料
労働保険事務組合発行の労働保険料等領収書

郵便はがき

組織様式第16号
労働保険料等領収書

下記金額を領収いたしました。

平成 年 月 日

取扱金 融機関		
預金種目 口座番号		振替日
契約者 番号		
内 訳		
種 別	道 区 分	金 額 (円)
労働保険料	一元適用事業 0(1)	
	二元適用事業 2(3)	
	4	
	5	
	6(7)	
予 備 欄		
領 収 額 計		

労働保険事務組合

TEL

- [illegible]

- 項番 4 2 健康保険加入を確認する資料
 項番 4 3 厚生年金保険加入を確認する資料
 社会保険料納入告知額・領収済額通知書（口座振込）

保険料納入告知額・領収済額通知書

ZZZZ9

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納付期限）までに振替されるようお願いいたします。

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

事業所管理記号	99XXXXX	事業所番号	999999
納付目的年月	××Z9年Z9月	納付期限	××Z9年Z9月Z9日
健康勘定	年金勘定	業務勘定	
健康保険料	厚生年金保険料	児童手当拠出金	
ZZZZZZZZZZ	ZZZZZZZZZZ	ZZZZZZZZZZ	ZZZZZZZZZZ
合 計	額	¥¥¥¥, ¥¥¥, ¥¥¥9 円	

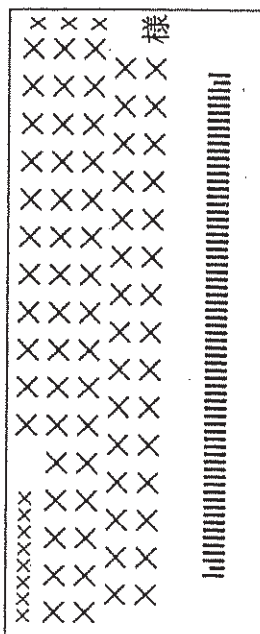
××Z9年Z9月	分	保 險 料	領収日	××Z9年Z9月Z9日
健康勘定		年金勘定		業務勘定
健康保険料		厚生年金保険料		児童手当拠出金
ZZZZZZZZZZ		ZZZZZZZZZZ		ZZZZZZZZZZ
合 計		額	¥¥¥¥, ¥¥¥, ¥¥¥9 円	

××Z9年Z9月Z9日

歳入徴収官

〇〇社会保険事務所長又は
 〇〇社会保険事務局〇〇事務所長

印



あなたがこの納入の告知に不服があるときは健康保険料及び厚生年金保険料に係るものは、社会保険審査会（東京都千代田区霞が関1-2-2厚生労働省内）に對して、児童手当拠出金に係るものは社会保険庁（東京都千代田区霞が関1-2-2）に對して、この処分を受けた日の翌日から起算して60日以内に、審査請求をすることができます。

- 項番 4 2 健康保険加入を確認する資料
- 項番 4 3 厚生年金保険加入を確認する資料
- 社会保険標準報酬決定通知書

様

平成29年1月から、賞与支払届、月額変更届、月額算定基礎届に対する通知書のレイアウトが変わりました。

通知書は、処理が完了した方の分から順次発送しております。すでにご提出済みの方が今回の通知書に含まれていない場合、処理が完了次第、送付いたします。

健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

事業所整理記号
事業所番号

被保険者 整理番号	被保険者氏名	※1 適用年月	決定後の標準報酬月額		※1 生年月日	※2 種別
			(健保)	(厚年)		
4						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
15						
19						
20						
21						
22						
23						
25						

※1 元号 S：昭和 H：平成 R：令和

※2 種別 第一種：男性 第二種：女性 第三種：坑内員 特例第一種：男性（基金加入） 特例第二種：女性（基金加入）
特例第三種：坑内員（基金加入）

上記のとおり標準報酬が決定されたので通知します。

令和 年 月 日

日本年金機構理事長 印

（青森年金事務所）

「建設業退職金共済事業加入・履行証明願」記入方法

- ①、② 共済契約者証を見て記入してください。
- ③～⑦ 共済証紙受払簿のそれぞれの欄を見て記入してください。
- ⑧ 大手契約者のみ記入してください。
- ⑨ 決算日及び決算期間を記入してください。
- ⑩ 1. 土 木 工 事 → 土木工事一式
とび・土工・コンクリート工事
舗装工事
しゅんせつ工事
さく井工事
2. 建築・その他 → 建築工事一式他、上記土木工事の
工種以外
3. 下 請 工 事 は { 土木工事・・・上記に同じ
建築・その他・・・上記に同じ
※下請け工事は民間工事の欄に加算
4. 税抜きで記入
- 法人 { 様式3号（税抜きの場合は3号のみ）
様式16号（様式3号が税込みで記入されている場合、確認のため添付）
- 個人 { 様式3号（税抜きの場合は3号のみ）
様式19号（様式3号が税込みで記入されている場合、確認のため添付）

項番 4 4 建設業退職金共済制度の加入を確認する資料
建設業退職金共済事業加入・履行証明書

経営事項審査申請用

建設業退職金共済事業加入・履行証明願

共済事業加入及び共済契約の履行状況を下記により証明願います。

令和 年 月 日

独立行政法人 勤 労 者 退 職 金 共 済 機 構
建 退 共 青 森 県 支 部 長 殿

住 所
申 請 者 名 称
(共済契約者) 代 表 者
電話番号

①共済契約成立年月日	昭和 年 月 日 平成	⑧事務受託者番号
②共済契約者番号	—	⑨決算日及び決算期間 令和 年 月 日 平成 年 月 日～平成 年 月 日
③直前決算日における 被 共 済 者 数	人	⑩工事施工高 (土 木) (建築・その他)
④直前決算日における直近1か年間の 手 帳 更 新 数	冊	公共工事 千円 千円 民間工事 千円 千円
⑤直前決算日における直近1か年間の 証 紙 購 入 額	円	合 計 千円
⑥直前決算日における直近1か年間の 元請から現物で交付を受けた証紙の金額	円	⑪その他
⑦直前決算日における直近1か年間の 下請へ現物で交付した証紙の金額	円	

建設業退職金共済事業加入・履行証明書

上記のとおり相違ないことを証明します。

証 第 号
令和 年 月 日

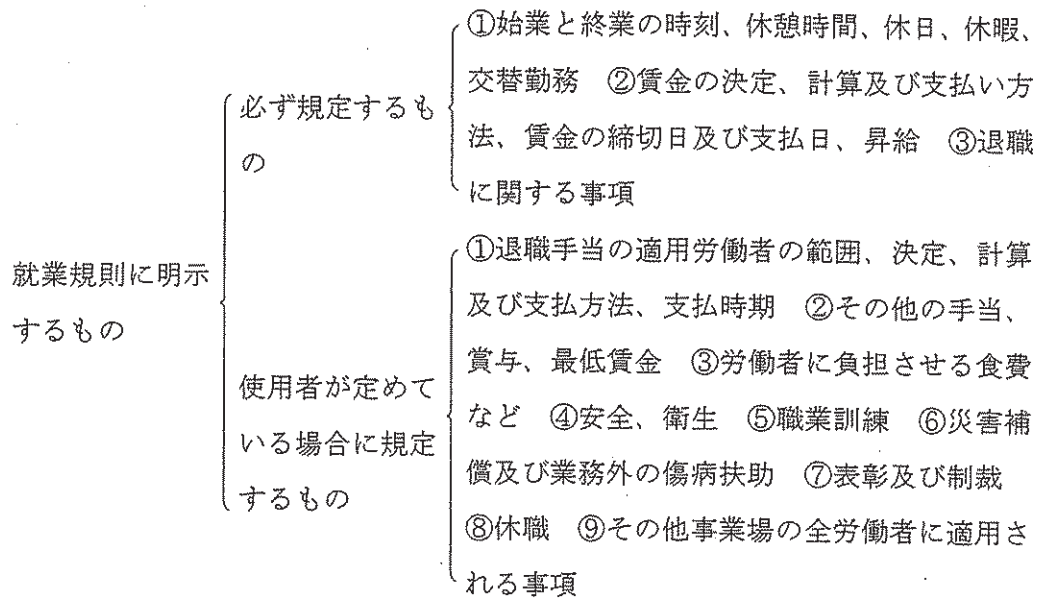
独立行政法人 勤 労 者 退 職 金 共 済 機 構
建 退 共 青 森 県 支 部

支部長

㊟

（就業規則についての留意事項）

1. 就業規則により労働条件を明示するのは次のとおりです。



2. P.58、59の届出書様式により正本1部、写し1部を届出ください。労働者代表の意見書は必ず必要です。

項番 4 5 退職一時金制度の導入を確認する資料
又は企業年金制度の導入を確認する資料
就業規則（変更）届

就業規則（変更）届

年 月 日

労働基準監督署長 殿

今回、別添のとおり当社の就業規則を制定・変更いたしましたので、
意見書を添えて提出します。

主な変更事項

条文	改 正 前	改 正 後

労働保険番号	都道府県	所轄	管轄	基 幹 番 号				枝 番 号		被一括事業番号			
ふりがな 事業場名													
所在地	TEL												
使用者職氏名	印												
業種・労働者数									企業全体 事業場のみ			人 人	

前回届出から名称変更があれば旧名称
また、住所変更もあれば旧住所を記入。

項番 4 5 退職一時金制度の導入を確認する資料
又は企業年金制度の導入を確認する資料
意見書

意見書

年 月 日

殿

年 月 日付をもって意見を求められた就業規則案
について、下記のとおり意見を提出します。

記

This image shows a full page of blank primary-ruled paper. It features ten sets of horizontal lines across the page. Each set consists of a solid top blue line, a dashed middle blue line, and a solid bottom blue line, providing a guide for letter height and placement. The background is white, and there are no margins or other markings present.

労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の

労働者の過半数を代表する者の選出方法（

職名
氏名

印)

作成事例

退職手当の定めをする場合においては、適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項が必要である。

〔説明〕

退職手当は、法律上必ず支払わなければならないものではありませんが、これを支払う場合には、退職手当の受給権の内容が確定されるように明確に定めておく必要があります。

① 適用される労働者の範囲

退職手当制度の適用対象とする労働者の範囲を限定する場合には、その範囲を明確に定めておく必要があります。

② 退職手当の決定、計算及び支払の方法

勤続年数、退職事由等の退職手当額決定の要素や、退職手当額の算定方法、一時金で支払うか年金で支払うか又は選択が可能であるか等の支払の方法等を定めておく必要があります。

また、懲戒解雇等に係る退職者について退職手当を不支給ないし減額する場合には、このような給付制限も退職手当の決定・計算の方法ですので就業規則に記載する必要があります。

③ 退職手当の支払の時期

退職手当の支払日について、少なくともいつまでには支払うのかを明らかにしておく必要があります。

規定例（退職手当）

第〇条 退職手当は、勤続期間1年以上で退職又は死亡したとき支給する。

第〇条 1 退職手当は、退職時の基礎賃金に、勤続年数に応じ別表〈略〉の支給率を乗じて、計算した金額とする。

2 従業員が、事業の都合によって退職した場合には、前項の額に1.2を乗じて計算した金額とする。

第〇条 1 退職手当は、支給事由の生じたときから1ヶ月以内に、通貨で直接本人に支給するものとする。

2 本人の書面による申出がなされた場合には、前項の規定にかかわらず、本人の指定する預貯金口座に全額振込むことにより、又は銀行振出小切手、銀行支払保証小切手、郵便為替により支払うことができる。

第〇条 懲戒解雇の場合には、原則として退職手当を支給しない。ただし、諭旨解雇の場合、情状によっては減額の上支給することがある。

項番 4 5 退職一時金制度の導入を確認する資料
又は企業年金制度の導入を確認する資料
中小企業退職金共済事業本部 加入証明書

加 入 証 明 書

共済契約者名

現 住 所

共済契約者番号

契約成立年月日

上記の者は中小企業退職金共済法に基づく退職金共済契約者であることを証明します。

令和 年 月 日

発 行 者

東京都豊島区東池袋 1 丁目 2 4 番 1 号

独立行政法人

勤労者退職金共済機構

中小企業退職金共済事業本部長



項番 4 5 退職一時金制度の導入を確認する資料
又は企業年金制度の導入を確認する資料
特定退職金共済制度退職金共済証

特定退職金共済制度 退職金共済証				
共済契約者名	アベリツツシツシツシツシツシツシツ			
被共済者番号	被共済者氏名			
加入日	年	月	日	加入口数
				掛金月額
				円
本制度に加入した証として本証を交付いたします。				
特定退職金共済団体	団体番号	511820	作成日	日
青森県青森市本町2-9-17 青森県中小企業会館内		青森県中小企業団体中央会		

厚生年金基金発行の加入員標準給与決定通知書

厚生年金基金 加入員報酬標準給与決定通知書

厚生年金基金 加入員報酬標準給与決定通知書

(この通知書のことで不服があるときなど)
この通知書のことでわからないことがあるときは当基金でお尋ねください。
また、この通知書の決定に不服があるときはこの通知書を受けとった日の翌日から60日以内に文書または口頭で、地方社会保険事務局内の比企保険審査官に審査請求をすることができま
す。

①届書種別	使用区分	頁	②被保険者の氏名	③生年月日	④性別	⑤従前の標準報酬月額	⑥従前の改定月・原因
609	訂正 取消		⑦基礎月の 報酬支払 基礎日数	⑧金銭(通貨)によるもの額	⑨現物によるもの額	⑩合計	⑪備考 適及支払額 昇(降)給の月額 昇(降)給月
事業所 記号			⑫加算基礎月の 報酬支払 基礎日数	⑬金銭(通貨)によるもの額	⑭現物によるもの額	⑮合計	⑯備考 適及支払額 昇(降)給の月額 昇(降)給月
⑰加入員番号	C.D.	⑱加算基礎月の 報酬支払 基礎日数	⑲加算給与	⑳加算給与率	㉑加算給与率	㉒加算給与率	㉓備考 適及支払額 昇(降)給の月額 昇(降)給月

第 号	氏名	元号	生 年 月 日	性別	健康の従前	千円	厚年の従前	千円	年 月
4	月 日	金銭(通貨)によるもの額	円	現物によるもの額	円	合 計	円	適用年月 年 月	備考 円 円 月 年 月 月
5	月 日	円	円	円	円	平均	円	修正平均	
6	月 日	円	円	円	円	健康の決定	千円	厚年の決定	
加入員番号	C.D.	加算基礎月の 報酬支払 基礎日数	加算給与	加算給与率	加算給与率	加算給与率	加算給与率	加算給与率	備考 円 円 月 年 月 月

第 号	氏名	元号	生 年 月 日	性別	健康の従前	千円	厚年の従前	千円	年 月
4	月 日	金銭(通貨)によるもの額	円	現物によるもの額	円	合 計	円	適用年月 年 月	備考 円 円 月 年 月 月
5	月 日	円	円	円	円	平均	円	修正平均	
6	月 日	円	円	円	円	健康の決定	千円	厚年の決定	
加入員番号	C.D.	加算基礎月の 報酬支払 基礎日数	加算給与	加算給与率	加算給与率	加算給与率	加算給与率	加算給与率	備考 円 円 月 年 月 月

第 号	氏名	元号	生 年 月 日	性別	健康の従前	千円	厚年の従前	千円	年 月
4	月 日	金銭(通貨)によるもの額	円	現物によるもの額	円	合 計	円	適用年月 年 月	備考 円 円 月 年 月 月
5	月 日	円	円	円	円	平均	円	修正平均	
6	月 日	円	円	円	円	健康の決定	千円	厚年の決定	
加入員番号	C.D.	加算基礎月の 報酬支払 基礎日数	加算給与	加算給与率	加算給与率	加算給与率	加算給与率	加算給与率	備考 円 円 月 年 月 月

第 号	氏名	元号	生 年 月 日	性別	健康の従前	千円	厚年の従前	千円	年 月
4	月 日	金銭(通貨)によるもの額	円	現物によるもの額	円	合 計	円	適用年月 年 月	備考 円 円 月 年 月 月
5	月 日	円	円	円	円	平均	円	修正平均	
6	月 日	円	円	円	円	健康の決定	千円	厚年の決定	
加入員番号	C.D.	加算基礎月の 報酬支払 基礎日数	加算給与	加算給与率	加算給与率	加算給与率	加算給与率	加算給与率	備考 円 円 月 年 月 月

事業所 所在地 事業主氏名	〒 -	平成 年 月 日	提出された加入員報酬標準給与月 算定基礎届にもとづきえの通り標 給与が決定されましたので通知しま す。
電 話	() 局	平成 年 月 日	厚生年金基金理事長 印

③

項番 4 5 退職一時金制度の導入を確認する資料
又は企業年金制度の導入を確認する資料
確定拠出年金運営管理機関の発行する加入証明書

証明番号第 号

事業所名

殿

加 入 証 明 書

貴事業所は、確定拠出年金法（平成 1 3 年法律第 8 8 号）第 4 条の規定により承認を受けた、確定拠出年金企業型年金実施事業所であることを証明します。

東北厚生局承認日：平成 年 月 日

承認番号：

企業型年金実施日：平成 年 月 日

平成 年 月 日

確定拠出年金運営管理機関（登録番号 6 8 ）

登録日：平成 年 月 日

株式会社〇〇銀行

取締役頭取〇〇〇〇

項番 4 6 法定外労働災害補償制度の加入を確認する資料
建設労災補償共済制度加入証明書

建設労災補償共済制度
加入証明書

この加入証明書は建設業者が発注官公庁等に提示するものです。

共済契約種類 年間完成工事高契約

共済契約者 虎ノ門建設株式会社

代表取締役 虎ノ門 一郎 様

共済契約番号 902999999

共済金区分 1,000 万円

補償開始日 平成 14 年 4 月 1 日

契約開始日 平成 14 年 4 月 1 日

契約終了日 平成 15 年 3 月 31 日

補償対象 共同企業体及び海外工事を除く
全工事現場を補償します。

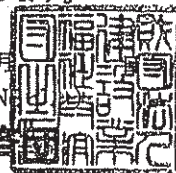
共同企業体を
除く完成工事高 100,000 千円
掛金額 38,000 円

上記のとおり加入していることを証明します。

作成日 平成 14 年 4 月

東京都港区虎ノ門1-22-15 (虎ノ門N)

財団法人 建設業福祉共済



項番 4 6 法定外労働災害補償制度の加入を確認する資料
(一社) 全国建設業労災互助会加入証明書兼領収書

郵便はがき

-

殿

平成 年 月 日 領収

社団法人 全国建設業労災互助会加入証明書兼領収証 No. 062665

互助会加入期間	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	納	直 徴 下 請	
年間会費 及び負担金	円	領 収 証	政府労災保険 特別加入者	人
分割払の場合 (回払)	円		政府労災保険 未加入者 (後遺障害)	人
補償内容	☐ 死亡、後遺障害 1級～3級まで担保 ☐ 死亡、後遺障害 1級～(7)級まで担保 ☐ 通災担保	口数	☐ 担保 ☐ 不担保	

上記金額を全国建設業労災互助会費及び負担金として領収いたしました。互助会定款及び規約により貴殿を会員として認め、本証を以って加入証明書といたします。

〒101 東京都千代田区神田高山町 8 番地 アツミビル5階
TEL 03-3256-0506(代表)

社団法人 全国建設業労災互助会

印 紙
不 要

● 公共機関に対する労災上積み補償制度加入証明書については本証写をご提出下さい。

項番 4 6 法定外労働災害補償制度の加入を確認する資料
労働災害補償証券

契約者住所		氏名		彼の種類 労働災害総合保険		証券番号		整理番号	
				継続事業 (年間)		保険期間 平成 年 月 日 午後 4時から 平成 年 月 日 午後 4時まで 133日間		事故時の ご連絡先 夜間・休日の連絡は(2)0120-11-3103	
				契約方式		取扱代理店 当社 総島支店		営業店 1270	
ご連絡先				契約種類 法定外補償率 法定外補償 規定の有無					
被保険者 契約者の氏名に同じ				使用形態 1. 常勤 2. 非常勤 3. パート 4. アルバイト 5. 嘱託 6. 派遣 7. 嘱託・派遣 8. 嘱託・パート 9. 嘱託・アルバイト 10. 嘱託・パート・アルバイト 11. 嘱託・パート・アルバイト・派遣 12. 嘱託・パート・アルバイト・派遣・嘱託 13. 嘱託・パート・アルバイト・派遣・嘱託・パート 14. 嘱託・パート・アルバイト・派遣・嘱託・パート・アルバイト 15. 嘱託・パート・アルバイト・派遣・嘱託・パート・アルバイト・派遣 16. 嘱託・パート・アルバイト・派遣・嘱託・パート・アルバイト・派遣・嘱託 17. 嘱託・パート・アルバイト・派遣・嘱託・パート・アルバイト・派遣・嘱託・パート 18. 嘱託・パート・アルバイト・派遣・嘱託・パート・アルバイト・派遣・嘱託・パート・アルバイト 19. 嘱託・パート・アルバイト・派遣・嘱託・パート・アルバイト・派遣・嘱託・パート・アルバイト・派遣 20. 嘱託・パート・アルバイト・派遣・嘱託・パート・アルバイト・派遣・嘱託・パート・アルバイト・派遣・嘱託					
事業場 所在地 事業種類				法定外補償率 100.00%					
補償の対象 雇用形態 下請負人 特約事項				補償 1. 死亡 2. 障害 3. 療養 4. 通院 5. 通院・療養 6. 通院・療養・通院 7. 通院・療養・通院・療養 8. 通院・療養・通院・療養・通院 9. 通院・療養・通院・療養・通院・療養 10. 通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院 11. 通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院・療養 12. 通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院 13. 通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院・療養 14. 通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院 15. 通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院・療養 16. 通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院 17. 通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院・療養 18. 通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院 19. 通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院・療養 20. 通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院					
保険料算出の基礎 名 千円				保険料 1. 死亡 2. 障害 3. 療養 4. 通院 5. 通院・療養 6. 通院・療養・通院 7. 通院・療養・通院・療養 8. 通院・療養・通院・療養・通院 9. 通院・療養・通院・療養・通院・療養 10. 通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院 11. 通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院・療養 12. 通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院 13. 通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院・療養 14. 通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院 15. 通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院・療養 16. 通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院 17. 通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院・療養 18. 通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院 19. 通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院・療養 20. 通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院・療養・通院					
特約事項 下請負人担保特約				支払方法 一括払					
その他証券記載事項				備考					
保険株式会社				証券作成年月日 平成 6年 2月 7日 証券作成地 東京都					
証券番号 53-0530				R30P 13(1)					

○特約事項等に以下の記載があることを確認してください。

- ・業務災害と通勤（出勤と退勤両方）災害を担保している。
- ・死亡及び労働災害補償保険の傷害等級第1級から第7級を補償（業務起因性疾患は対象外）している。
- ・直接の使用関係にある下請負人の直接使用関係にある職員すべてを対象としている。

QY (80.68)

項番 49 防災協定の締結を確認する資料
防災協定に関する証明書

防 災 協 定 に 関 す る 証 明 書			
(経 営 事 項 審 査 用)			
許 可 番 号			
所 在 地			
商号又は名称			
代 表 者			
上記の者は平成20年1月31日付けで青森県知事との間で締結した「大規模災害時における応急対策業務に関する協定」に基づいて、災害応急対策活動等に従事する者であることを証明する。✓			
記			
審査基準日	令和	年	月 日 現在
令和 年 月 日			
一般社団法人 青森県建設業協会 〇〇支部長（会長）			

※一般社団法人青森県建設業協会の各支部長名（東青支部、西地方支部、中弘支部、南黒支部、北五支部、上北支部、下北支部、三八支部）での発行も可。

項番 5 2 監査の受審状況を確認するための書類
監査証明の例

独立監査人の監査報告書

令和×年×月×日

○ ○株式会社 取締役会御中

○ ○ 監査法人

公認会計士 ○ ○ ○ ○ 印

当監査法人は、会社法第436号第2項第1号（金融商品取引法第193条の2）の規定に基づく監査証明を行うため、○○株式会社の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの第×期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は当該監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

① 無限定適正意見の文例

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

② 限定付適正意見の文例

会社は、・・・・・・について、・・・・・・の計上を行っていない。我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従えば・・・・・・を計上する必要がある。この結果、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ○○百万円過大に、当期純利益は○○百万円過大に表示されている。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、上記の除外事項を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

③ 不適正意見の文例

会社は、・・・・・・について、・・・・・・の計上を行っていない。我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従えば・・・・・・を計上する必要がある。この結果、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ○○百万円過大に、当期純利益は○○百万円過大に表示されている。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、上記の除外事項が計算書類及び附属明細書に与える影響の重要性にかんがみ、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況を適正に表示していないものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

項番52 監査の受審状況を確認するための書類
会計参与報告書の文例

令和×年×月×日

会計参与報告

〇〇株式会社 会計参与 〇〇〇〇 印

- 1 私と〇〇株式会社は、会計参与の職務の実施に関して下記の合意をした。
 - (1) 会社は私に対し、計算書類及びその附属明細書（以下「計算関係書類」という。）作成のための情報を適時に提供し、私は会社の業務、現況十分理解して取締役と共に同して計算関係書類を作成すること
 - (2) 会社は申述書を私に提出すること
 - (3) 私が業務上知り得た会社及びその関係者の秘密を他に漏らし、又は盗用してはならないこと。
 - (4) 計算関係書類及び会計参与報告の閲覧・交付の請求に当たっては、株主及び債権者に対し、あらかじめ会社には閲覧・交付の請求をすることが必要である旨を明らかにする適切な方法を会社が講ずること
- 2 私が〇〇株式会社の経理担当の取締役の〇〇〇〇氏と共同して作成した書類
〇〇株式会社の令和×年×月×日から令和×年×月×日までの第×期事業年度の計算関係書類。
- 3 計算関係書類の作成のための基本となる事項
 - (1) 試算の評価基準及び評価方法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - (3) 引当金の計上基準
 - (4) 収益及び費用の計上基準
 - (5) その他計算関係書類の作成のための基本となる重要な事項
- 4 計算関係書類の作成のために用いた資料の種類その他計算関係書類の作成の過程及び方法は次のとおりである。

総勘定元帳、各種補助簿、棚卸表等

総勘定元帳等は取締役の責任で作成し、私は「会計参与の行動指針」に従って取締役と共同して計算関係書類を作成した。
- 5 計算関係書類の作成のために行った報告の徴収及び調査の結果
不良資産、陳腐化棚卸資産についての報告を聴取した結果、これらについては適切な処理が行われており、また簿外債務はない旨の回答を得た。また調査を実施すべき事態は生じなかった。
- 6 私が計算関係書類の作成に際して取締役〇〇〇〇氏及びその補助者である経理部門担当者との協議した主な事項は次のとおりである。

研究開発費の会計処理

有価証券の時価評価の方法

以上

項番 5 2 監査の受審状況を確認するための書類
経理処理の適正を確認した旨の書類

様式第 2 号

(用紙 A 4)

経理処理の適正を確認した旨の書類

私は、建設業法施行規則第 18 条の 3 第 3 項第 2 号の規定に基づく確認を行うため、
.....の令和 年 月 日から令和 年 月 日までの第 期事業年度に
おける計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表
について、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計
の慣行を斟酌され作成されたものであること及び別添の会計処理に関する確認項目の
対象に係る内容について適正に処理されていることを確認しました。

建設業者の商号又は名称、確認
の対象となる決算期の期間と
期を記入

以下の資格を持つ者が自筆
により記入する。

- ①公認会計士及び税理士
- ② 1 級登録経理試験に合格
した者

商号又は名称
所属・役職

氏 名

以上

項番 5 2 関係 経理処理の適正を確認する際の確認項目（経審申請時は添付不要）

建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目

項目	内容
全体	前期と比較し概ね 20 % 以上増減している科目についての内容を検討する。特に次の科目については、詳細に検証し不適切なものが含まれていないことを確認した。 受取手形、完成工事未収入金等の営業債権 未成工事支出金等の棚卸資産 貸付金等の金銭債権 借入金等の金銭債務 完成工事高、兼業事業売上高 完成工事原価、兼業事業売上原価 支払利息等の金融費用
預貯金	残高証明書又は預金通帳等により残高を確認している。
金銭債権	営業上の債権のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。
	営業上の債権以外の債権でその履行時期が 1 年以内に到来しないものがある場合、これを投資その他の資産の分に表示している。
	受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額がある場合、これを注記している。
貸倒損失 貸倒引当金	法的に消滅した債権又は回収不能な債権がある場合、これらについて貸倒損失を計上し債権金額から控除している。
	取立不能のおそれがある金銭債権がある場合、その取立不能見込額を貸倒引当金として計上している。
	貸倒損失・貸倒引当金繰入額等がある場合、その発生の態様に応じて損益計算上区分して表示している。
有価証券	有価証券がある場合、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券に区分して評価している。
	売買目的有価証券がある場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は営業外損益としている。
	市場価格のあるその他有価証券を多額に保有している場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は洗替方式に基づき、全部純資産直入法又は部分純資産直入法により処理している。
	時価が取得価格より著しく下落し、かつ、回復の見込みがない市場価格のある有価証券（売買目的有価証券を除く。）を保有する場合、これを時価で評価し、評価差額は特別損失に計上している。
	その発行会社の財政状態が著しく悪化した市場価格のない株式を保有する場合、これについて相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理している。

項目	内容
棚卸資産	原価法を採用している棚卸資産で、時価が取得原価より著しく低く、かつ、将来回復の見込みがないものがある場合、これを時価で評価している。
未成工事支出金	発注者に生じた特別の事由により施工を中断している工事で代金回収が見込めないものがある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
	施工に着手したものの、契約上の重要な問題等が発生したため代金回収が見込めない工事がある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
経過勘定等	前払費用と前払金、前受収益と前受金、未払費用と未払金、未収収益と未収金は、それぞれ区別し、適正に処理している。
	立替金、仮払金、仮受金等の項目のうち、金額の重要なもの又は当期の費用又は収益とすべきものがある場合、適正に処理している。
固定資産	減価償却は経営状況により任意に行うことなく、継続して規則的な償却を行っている。
	適用した耐用年数等が著しく不合理となった固定資産がある場合、耐用年数又は残存価額を修正し、これに基づいて過年度の減価償却累計額を修正し、修正額を特別損失に計上している。
	予測することができない減損が生じた固定資産がある場合、相当の減額をしている。
	使用状況に大幅な変更があった固定資産がある場合、相当の減額の可能性について検討している。
	研究開発に該当するソフトウェア制作費がある場合、研究開発費として費用処理している。
	研究開発に該当しない社内利用のソフトウェア制作費がある場合、無形固定資産に計上している。
	遊休中の固定資産及び投資目的で保有している固定資産で、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
	時価のあるゴルフ会員権につき、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
	投資目的で保有している固定資産がある場合、これを有形固定資産から控除し、投資その他の資産に計上している。
繰延資産	資産として計上した繰延資産がある場合、当期の償却を適正に行っている。
	税法固有の繰延資産がある場合、投資その他の資産の部に長期前払費用等として計上し、支出の効果の及ぶ期間で償却を行っている。

項目	内容
金銭債務	金銭債務は網羅的に計上し、債務額を付している。
	営業上の債務のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを適正な科目で表示している。
	借入金その他営業上の債務以外の債務でその支払期限が1年以内に到来しないものがある場合、これを固定負債の部に表示している。
未成工事受入金	引渡前の工事に係る前受金を受領している場合、未成工事受入金として処理し、完成工事高を計上していない。ただし、工事進行基準による完成工事高の計上により減額処理されたものを除く。
引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
退職給付債務 退職給付引当金	確定給付型退職給付制度（退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金）を採用している場合、退職給付引当金を計上している。
	中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度を採用している場合、毎期の掛金を費用処理している。
その他の引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
法人税等	法人税、住民税及び事業税は、発生基準により損益計算書に計上している。
	法人税等の未払額がある場合、これを流動負債に計上している。
	期中において中間納付した法人税等がある場合、これを資産から控除し、損益計算書に表示している。
消費税	決算日における未払消費税等（未収消費税等）がある場合、未払金（未収入金）又は未払消費税等（未収消費税等）として表示している。

項目	内容
税効果会計	繰延税金資産を計上している場合、厳格かつ慎重に回収可能性を検討している。
	繰延税金資産及び繰延税金負債を計上している場合は、その主な内訳等を注記している。
	過去3年以上連続して欠損金が計上されている場合、繰延税金資産を計上していない。
純資産	純資産の部は株主資本と株主資本以外に区分し、株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金に区分し、また、株主資本以外の各項目は、評価・換算差額等及び新株予約権に区分している。
収益・費用の計上 (全般)	収益及び費用については、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用を計上している。
	原則として、収益については実現主義により、費用については発生主義により認識している。
工事収益・ 工事原価	適正な工事収益計上基準（工事完成基準、工事進行基準、部分完成基準等）に従っており、工事収益を恣意的に計上していない。
	引渡の日として合理的であると認められる日（作業を終了した日、相手方の受入場所へ搬入した日、相手方が検収を完了した日、相手方において使用収益ができることとなった日等）を設定し、その時点において継続的に工事収益を計上している。
	建設業に係る収益・費用と建設業以外の兼業事業の収益・費用を区分して計上している。ただし、兼業事業売上高が軽微な場合を除く。
	工事原価の範囲・内容を明確に規定し、一般管理費や営業外費用と峻別のうえ適正に処理している。
工事進行基準	工事進行基準を適用する工事の範囲（工期、請負金額等）を定め、これに該当する工事については、工事進行基準により継続的に工事収益を計上している。
	工事進行基準を適用する工事の範囲（工期、請負金額等）を注記している。
	実行予算等に基づく、適正な見積り工事原価を算定している。
	工事原価計算の手続きを経た発生工事原価を把握し、これに基づき合理的な工事進捗率を算定している。
	工事収益に見合う金銭債務「未成工事受入金」を減額し、これと計上した工事収益との減額がある場合、「完成工事未収入金」を計上している。
受取利息配当金	協同組合から支払いを受ける事業分量配当金がある場合、これを受取利息配当金として計上していない。
支払利息	有利子負債が計上されている場合、支払利息を計上している。

項目	内容
J V	共同施工方式の J Vに係る資産・負債・収益・費用につき、自社の出資割合に応じた金額のみを計上し、J V全体の資産・負債・収益・費用等、他の割合による金額を計上していない。
	分担施工方式の J Vに係る収益につき、契約金額等の自社の施工割合に応じた金額を計上し、J V全体の施工金額等、他の金額を計上していない。
	J Vを代表して自社が実際に支払った金額と協定原価とが異なることに起因する利益は、当期の収益または未成工事支出金のマイナスとして処理している。
個別注記表	重要な会計方針に係る事項について注記している。 資産の評価基準及び評価方法 固定資産の減価償却の方法 引当金の計上基準 収益及び費用の計上基準
	会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記している。
	当期において会計方針の変更等があった場合、その内容及び影響額を注記している。

項番 5 5 研究開発の状況を確認するための書類

注記表

様式第十七号の二（第四条、第十条、第十九条の四関係）

（用紙 A 4）

注 記 表
自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

（会社名）

注

- 1 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況
- 2 重要な会計方針
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - (3) 引当金の計上基準
 - (4) 収益及び費用の計上基準
 - (5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法
 - (6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項
- 3 貸借対照表関係
 - (1) 担保に供している資産及び担保付債務
 - ① 担保に供している資産の内容及びその金額
 - ② 担保に係る債務の金額
 - (2) 保証債務、手形遡及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額
 - (3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務
 - (4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務
 - (5) 親会社株式の各表示区分別の金額
- 4 損益計算書関係
 - (1) 工事進行基準による完成工事高
 - (2) 「売上高」のうち関係各社に対する部分
 - (3) 「売上原価」のうち関係会社からの仕入高
 - (4) 関係会社との営業取引以外の取引高
 - (5) 研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）
- 5 株主資本等変動計算書関係
 - (1) 事業年度末日における発行済株式の種類及び数
 - (2) 事業年度末日における自己株式の種類及び数
 - (3) 剰余金の配当
 - (4) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数
- 6 税効果会計
- 7 リースにより使用する固定資産

ここに記載されている金額を、項番 5 3「研究開発の額」欄へ。改正前の様式で財務諸表を作成している場合は、有価証券報告書を提示すること。

項番 5 6 建設機械の所有及びリース台数
売買契約書 見本

建設機械売買契約書

買主 (以下甲という) と売主 (以下乙という) との間
に下記条項により建設機械の売買契約を締結する。

記

第1条 乙は甲に対し下記建設機械(以下本件機械という)を次条以下の約定をもって売渡し、甲はこれを買受けた。

製造者名		台数	台
名称及型式			
製造番号			
使用並保管場所			

第2条 本件機械の売買代金は金 円也、割賦手数料金 円也、

消費税 円也、以上合計額金 円也と定め、甲はその代金を
乙に対し、平成 年 月 日限り現金にて乙に持参又は送金の上支払うものとする。

第3条 本件機械の所有権は甲が前条の売買代金を完済したときに乙より甲に移転するものとし、それまで所有権は乙に留保
する。

第4条 甲は本件機械の搬送、設置、性能、その他を点検検査して、すべて確認の上引渡をうけるものとする。よって甲は乙
に対し瑕疵何らの異議を唱へないものとする。

第5条 乙は本件機械引渡後における該機械の破損等の保証については一切その責任を負わないものとする。

第6条 甲は本件機械の売買代金を完済するまで第1条に定める使用並に保管場所において使用するものとする。使用並に保
管場所を変更するときは、あらかじめその旨を書面をもって乙に通知し、乙より書面による承諾を得なければならない。

第7条 甲が本契約に違反したときは、乙は甲に対し何ら通知催告をなくして、直ちに本契約を解除できるものとし、甲は違
償なく本件機械を乙の営業所に持参の上引渡すものとする。

第8条 本契約に定めない事項については必要の範囲で甲乙協議の上取決めるものとする。

第9条 本契約上より生ずる一切の訴訟については ことに甲、乙合意
した。

本契約を証するため本書二通を作成し各自記名捺印の上各一通を保存する。

平成 年 月 日

甲 住 所

乙

社 名

代表者

通称保証人(住所)

(氏名)

(職業)

印

項番 5 6 建設機械の所有及びリース台数
リース契約書 見本

リース契約書

契約No. _____
年 月 日

借主(甲)

連帯保証人

貸主(乙)

上記の者は次の通りリース契約を締結し、その証として本書2通を作成し、各自記名(署名)捺印の上、甲、乙が各1通を保有します。

第1条(リース物件)

乙は、前掲第1条(以下借主という)第(7)記載の押収物の売主(以下売主という)から、前(1)記載の押収物のリース物件(以下本物件という)を買受けて甲にリース(賃貸)し、甲は本物件を借り受けます。

第2条(リース期間)

①リース期間は前(2)記載の通りとします。

②甲は、本契約の締結日からリース期間が満了するまでの間、本契約を解除することはできません。

第3条(リース料)

甲は、前(3)記載のリース料を、前(4)記載の支払条件に従い乙に支払います。

第4条(前払リース料)

①甲は、前(5)記載の前払リース料を、前(8)記載の支払日に乙に支払います。

②前払リース料は無利息とし、又、前(5)記載のリース料の支払期日が到来した場合、自動的にそのリース料に充てられるものとします。なお、甲は、前(5)記載の条件を満たさず、前払リース料の支払いをもってリース料その他の金銭の履行を免れることはできません。

③甲又は前掲保証人が前(5)記載の条件の一つにでも該当した場合、乙は、前(5)記載の規定に拘らず、且つ、前(5)記載の条件を満たさないで前払リース料をもって任意にリース料その他の甲に対する債権の金額又は一部に充てることができるものとします。

第5条(本物件の引渡)

①本物件の引渡予定日及び引渡場所はそれぞれ前(6)及び(8)記載の通りとします。

②甲は、本物件の搬入を受けたときは、甲の費用で引渡予定日より本物件を検査し、瑕疵のないことを確認の上、検査完了日を記載したリース物件引き渡受領書を乙に交付します。本物件の引渡は、リース物件引き渡受領書の交付をもって検査完了日に充てたものとします。以後乙は、その引渡責任を負いません。

③甲は、本物件の搬入を受けた時から、前項による引渡を完了するまで、善良な管理者の注意をもって売主のために本物件を保管します。

④売主若しくは運送業者の都合、運送中の事故、その他乙に故意又は重大な過失が認められない等理由によって、本物件の引渡が遅延し又は不能となった場合は、乙はその責任を負いません。この場合、甲及び乙は、第1項の引渡予定日の変更等について協議します。

⑤甲が本物件の引渡を不能に陥り又は遅延したときは、乙は催告を要しなくても本契約を解除することができます。

第6条(本物件の瑕疵)

①瑕疵による引渡を完了した本物件について、瑕疵、仕様、品質、性能、用途及び本物件に関するソフトウェア等に瑕疵があった場合並びに本物件の選択又は決定に際して甲に瑕疵があった場合においても、乙は瑕疵担保責任、その他一切の責任を負いません。

②前(5)第4項の場合又は前項の場合、甲は、甲が受けた損害の賠償等について、売主との間で直接これを解決します。なお、この場合において甲が瑕疵について乙に請求したときは、乙は、売主に対して有する損害賠償請求権を甲に譲渡する手続をとる等により甲に協力します。但し、甲は、売主に対して権利を行使する場合においても、リース料の支払い、その他本契約に基づき一切の債務の履行を免れることはできません。

③前(5)第5項の場合に、甲が前(8)記載の瑕疵調査金を乙に支払い、その他本契約に基づき一切の債務の履行を完了したときは、本契約は終了し、乙は、甲が瑕疵について請求した場合、売主との本物件売買契約上の乙の地位を甲に譲渡する手続をとります。但し、前項及び前項の場合、乙は売主の履行能力及び瑕疵に関する権利の存否を担保しません。

第7条(所有権の喪失及び使用、保守管理)

①乙は、本物件に乙が所有権を有する旨の保証を貼付することができるものとします。又、甲は乙が要求したときは、乙の所有権証明を貼付します。甲は、リース期間中、この保証の貼付を維持します。

②甲は、甲の業務のために前(8)記載の瑕疵調査等によって本物件を善良な管理者の注意をもって、本来の使用目的に即ち使用し、又、本物件の保守管理及び使用に際しては前掲保証書及び官公庁の規則、指示、指導等遵守します。甲は、本物件が常に良好な使用状態及び機能を保持するように保守、点検、整備等を行い、又、本物件が損壊したときは、その取扱いの如何を問わず、速やかに本物件を修繕します。本物件の保守、点検、整備、修繕等の費用は全て

99

資料・その他

項番 5 6 建設機械の所有及びリース台数
特定自主検査記録表 見本

厚生労働省安全衛生部安全課監修

3 年 間 保 存

特定自主検査記録表

証明書
発行日 年 月 日

証明書
発行No

標準No

メーカー名		管理番号		使用者住所 氏名又は名称	
型 式		走行距離		機械管理者氏名	
性 能		アワメーター		検査業者登録番号	
製造 車体番号		車検有効期間		検査業者又は事業者 住所氏名又は名称	責任者
検査実施場所		検査年月日	年 月 日	検査者 氏 名	
区分	No	検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果 良 不良
ブ	1	ブーム	第1 第2 第3 第4 曲がり、ねじれ、打こん、局部的へこみ、密接部のき裂・損傷	目視、探傷器	

機械によって、様式が異なります。

労働安全衛生法に基づき義務づけられているもので、車検とは異なりますのでご注意ください。

詳しくは、機械の購入先や（公社）建設荷役車両安全技術協会（建荷協）青森支部

（電話 017-765-5432）へご確認ください。

移動式クレーン検査証

評価対象は「移動式クレーン」のみ「クレーン」（固定式クレーン）は対象外

様式第21号（第59条関係）

（表面）

第 号 移動式クレーン検査証			
製造検査又は使用検査申請者名及び住所			
設 置 地			
事 業 の 名 称			
種 類 及 び 型 式			
つり上げ荷重 t			
製造検査又は使用検査の刻印番号			
有 効 期 間	検査者印	有 効 期 間	検査者印
年 月 日から 日まで		年 月 日から 日まで	
年 月 日から 日まで		年 月 日から 日まで	
年 月 日から 日まで		年 月 日から 日まで	
年 月 日から 日まで		年 月 日から 日まで	
年 月 日 都道府県労働局長 印			

（裏面）

日 付	記 事	欄	検査者印
月 年 日			
月 年 日			
月 年 日			
月 年 日			
月 年 日			
月 年 日			
月 年 日			
月 年 日			
月 年 日			
月 年 日			

審査基準日が有効期間内に含まれること

項番 5 6 建設機械の所有及びリース台数
特定自主検査実施時期証明書 見本

※新車で購入時に、購入先より発行されるものです。

特定自主検査実施時期証明書

弊社製建設機械は、弊社の性能基準に基づき完成・出荷検査を実施し、出荷
標章（新車のみ使用できる）を貼付後、貴社へ納入したものです。
よって労働安全衛生法第45条第2項による特定自主検査は下記期限までに実
施すれば良いことを証明致します。

この機械の第1回検査期間は 年 月です。

特定自主検査は国の定めた資格を有するものでなければ実施できません。
事業内検査の場合を除き、労働大臣、または都道府県労働基準局長に登録済
のコマツの検査業者にご依頼ください。

証明者 印

車両型式	製造番号	御客様名
機械納入年月	御住所	

特定自主検査実施経歴書

	実施年月日	標章番号	検査業者名	検査業者登録番号	検査者名
1回	年 月 日				
2回	年 月 日				
3回	年 月 日				
4回	年 月 日				
5回	年 月 日				
6回	年 月 日				

項番82 登録基幹技能者を確認するための書類
登録基幹技能者講習修了証

様式第二十五号の八（第十八条の八関係）

(表面)

(登録基幹技能者講習の種目)講習修了証

※ここに基幹技能者の実務を有する業種名が表示される。ここに記載された業種で経審の申請があった場合のみ加点評価される。

氏名 (生年月日 年 月 日)

写 真

30.00ミリメートル

24.00ミリメートル

この者は、建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者であることを証します。

修了年月日 年 月 日

修了年月日が審査基準日以前であるもの

(登録基幹技能者講習実施機関の名称) 印
(登録番号 第 番)

53.92ミリメートル以上
54.03ミリメートル以下

85.47ミリメートル以上
85.72ミリメートル以下

(裏面)

備考	

備考

1 材質は、プラスチック又はこれと同等以上の耐久性を有するものとする。

項番 8 2 レベル 3 技能者又はレベル 4 技能者を確認するための書類
能力評価（レベル判定）結果通知書

能力評価（レベル判定）結果通知書

技能者氏名 殿

能力評価（レベル判定）の結果、貴殿を鉄筋技能者レベル 3 として認定します。

【申請者氏名】	建設 太郎
【技能者 I D】	12345678901234
【生年月日】	〇〇年〇月〇日
【職種(呼称)】	鉄筋
【評価年月日】	2020 年 12 月 6 日
【評価結果】	レベル 3

2020 年 12 月 6 日
鉄筋技能者能力評価実施機関

項番 8 2 技術者が取得したCPD単位数を確認するための書類

CPD単位取得実績証明書の例

(一社) 全国土木施工管理技士会連合会

継続学習制度(CPDS)学習履歴証明書

発行年月日

申請日	
証明日 と証明期間	2020年12月31日 (2020年1月1日～2020年12月31日) (証明日より前 1 年間の学習履歴を証明します。)
会社名	
会社住所	
TEL/FAX	

申請のあった上記表中の会社に所属する表-1の者の
証明日より前 1 年間のCPDS学習履歴を証明します。

(一社) 全国土木施工管理技士会連合会

表-1

CPDS 加入者名 (加入者番号)	資格名称	資格番号	取得ユニット数							
			社内研修 のユニット 数(A)	社内研修 を除いた ユニット数 (B)	(B)の推奨単位※		合計取得 ユニット数 (C=A+B)	(C)の推奨単位※		
					標準 ユニット (20unit)	優良 ユニット (30unit)		標準 ユニット (20unit)	優良 ユニット (30unit)	
合 計			unit	unit				unit		

※行政機関で指定がない場合には(C)または(C)の推奨単位の標準ユニットが基準となります。
標準ユニット欄、優良ユニット欄は括弧内のユニット数以上取得している場合「取得」と表示されます。
※資格名称・番号については自己申告であり(一社)全国土木施工管理技士会連合会は確認を行っていません。